

第二百十回  
参議院法務委員会會議録第六号

平成三年四月九日(火曜日)

午後一時開会

出席者は左のとおり。

委員長 矢原 秀男君  
理事 鈴木 省吾君  
福田 安一君  
北村 哲男君  
中野 鉄造君

委員

斎藤 十朗君  
田辺 哲夫君  
中西 一郎君  
林田悠紀夫君  
山本 富雄君  
久保田真苗君  
千葉 景子君  
八百板 正君  
安永 英雄君  
橋本 敦君  
山田耕三郎君  
紀平 悌子君

國務大臣

法務大臣 左藤 恵君

政府委員

警察庁長官官房 審議官 大森 義夫君  
法務大臣官房 審議官 堀田 力君  
法務大臣官房 計課長 木藤 繁夫君  
法務大臣官房 計課長 濱崎 恭生君  
法務省民事局長 清水 湛君  
法務省刑事局長 井嶋 一友君  
法務省矯正局長 今岡 一容君

法務省人権擁護局長 篠田 省二君  
法務省人権管理局長 股野 景親君  
最高裁判所長官代理人 町田 顯君  
最高裁判所事務総局長 今井 功君  
最高裁判所事務総局民事局長 島田 仁郎君  
最高裁判所事務総局行政局長 山田 博君  
最高裁判所事務総局刑事局長 播磨 益夫君  
最高裁判所事務総局家庭局長 大木 正充君  
最高裁判所事務総局民事局長 角崎 利夫君  
最高裁判所事務総局刑事局長 日山 英輔君

事務局長 山田 博君  
常任委員会専門員 播磨 益夫君

説明員 外務省中近東アフリカ局中近東第二課長 大木 正充君  
外務省国際連合局人権難民課長 角崎 利夫君  
農林水産大臣官房企画室長 日山 英輔君

本日の會議に付した案件

○平成三年度一般会計予算(内閣提出、衆議院送付)、平成三年度特別会計予算(内閣提出、衆議院送付)、平成三年度政府関係機関予算(内閣提出、衆議院送付)について

(裁判所所管及び法務省所管)  
○罰金の額の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(矢原秀男君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

去る三月二十九日、予算委員会から、本日四月九日午後の半日間、平成三年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、裁判所所管及び法務省所管について審査の委嘱がありました。

この際、本件を議題といたします。  
裁判所及び法務省関係予算につきましては、去る二月二十一日に説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○久保田真苗君 私、きょうは二つの人権問題を取り上げたいと思います。予算絡みのことですけれども、法務省では予算につきましては余り金目のものというよりは制度等の問題でございまして、で、そういう観点からお伺いしてまいりたいと思います。

先日、少年法による不処分決定を受けた京都市の少年が刑事補償を求めたんですが、この刑事補償につきまして、最高裁第三小法廷が刑事補償は受けられないという決定を下したわけでござい

ます。  
当時中学三年生であったこの少年は、平成元年二月十五日、京都市でオートバイを運転中小学生をはねて重傷を負わせ逃亡したとして京都府警に逮捕されました。家庭裁判所に送致されました別所に入れられたと思われのですが、その後新しい加害者が名のり出たため、少年は七日間の身柄拘束後に釈放されて、その後京都家裁から非行事実とは認められないと不処分を決定されたと報ぜられております。

そこで、まず最高裁にお伺いします。

この事件について事実関係を詳しく説明していただきたいと思います。

○最高裁判所長官代理人(山田博君) お答え申し上げます。

ただいまお話にございましたように、私も確かめましたところでは、平成元年の二月十五日に京都市内でバイクによるひき逃げ事故が発生しまして、その日に少年が犯人であるとして逮捕されたわけでございます。

その翌日、十六日でございしますが、勾留にかわる観護措置の請求がありまして、観護措置決定により京都少年鑑別所に収容されました。

その後、二月二十一日に事件が京都家裁に送致されてまいりました。業務上過失傷害、道路交通法違反保護事件という罪名でございまして、内容的にはひき逃げとバイクの無免許運転の事案でござい

ます。  
京都家裁では即日少年に対する第一回の審判を開きまして証人の取り調べをした後、その日に少年に対する観護措置決定を取り消したわけでござい

ます。結果的に少年は七日間の身柄拘束をされたというところでござい

ます。  
○久保田真苗君 御説明にありましたように、二月十六日にこの少年に対して観護措置が決定されて少年鑑別所に収容されたわけでありますけれども、二月二十一日に家庭裁判所で事件が受理され、第一回の審判が行われ、観護措置の取り消し

がなされております。この少年はひき逃げ事件を認めたのでしょうか、それとも一貫して否認していたのですか、この点について伺います。

○最高裁判所長官代理人(山田博君) この少年は犯行を否認していたというふうに聞いております。

○久保田真苗君 三月二十八日には家裁の審判により不処分の決定がなされました。不処分の内容はいろいろあると思いますが、例えば非行事実がないという内容、いわば犯罪事実がなくてこれは無罪に相当するものだと思いますけれども、また微罪による不処分というのがあるかと思

た証拠不十分による不処分もあるわけですが、少年法の場合、非行事実がないという不処分と報道されていますが、この点は重要なポイントだと思いたすのでお答えをお願いいたします。

○最高裁判所長官代理者(山田博君) 三月二十八日に審判がなされまして、不処分決定を受けたわけですが、この決定の趣旨は非行事実が認められないというものでございます。

○久保田真苗君 非行事実が認められないという不処分であるということになりますと、少年が保護処分を受けるときには、少年及び保護者に対して保護処分の趣旨を懇切に説明し、これを十分理解させなければならぬという少年審判規則があるのです。非行事実なしの不処分決定に際して、大人はどの防御能力が十分でない少年の場合に傷ついた心をやすために十分なアフターケアが国の機関を代表する裁判官によってなされているのかどうか、この点について伺いたいと思いたす。

○最高裁判所長官代理者(山田博君) 少年審判規則三十五条の一項は、保護処分を言い渡す場合の規定でございますけれども、不処分の場合にも当然その趣旨は生かされていると考えております。

少年審判の手続は、申し上げるまでもなく、少年法一条によりまして少年の健全育成を図るという趣旨のものでございます。したがって、事件になったことが今後の健全育成を阻害することのないようにという趣旨で、裁判官としては保護処分になる事件であらぬという事件であれ、少年にふさわしい形で決定の趣旨の理解をさせ、そして必要な説明等をなしているものというふうに理解をしております。

○久保田真苗君 法務省にお伺いしたいのですが、裁判官による不処分と検察官による不起訴、これは法的な性格はどういうふうに違っておりますか。

○政府委員(井嶋一友君) 少年法による不処分決定の性質については、むしろ最高裁判所が御説明になるべきかと思いたすけれども、規定を御紹

介いたしますと、少年法の二十三条二項という規定によって行われる処分であるというふうに私どもは理解をいたしております。これは家庭裁判所が審判を開いて審理をした結果、少年を保護処分に付することができないという場合、それから少年を保護処分に付する必要があると判断したときに行う決定であるというふうに説明されておるわけでございます。

実際には、この大部分の場合には後で申しました少年を保護処分に付する必要があると判断した場合に付されるのが通常のごときでございまして、その場合には、結局家庭裁判所における調査や審判が行われた結果、保護的な措置により少年の要保護性が解消されたといったような判断に至ったような場合に行われるものであるというふうに説明をされておるわけでございますが、最初に御説明した保護処分に付することができないという例としては、今御紹介ございましたような非行事実が認められない場合というふうなことであるというふうに説明されております。いずれにいたしましても、少年法による少年審判の手続における家庭裁判所裁判官の行う処分である、こういう法的性質があると思いたす。

それに対して、お尋ねの検察官の行います不起訴処分でございますけれども、これは委員御案内のとおり、検察官は起訴、不起訴の権限を刑事訴訟法上独占をいたしておるわけでございますが、そういった観点から、刑事訴訟法では起訴便宜主義というふうな呼んでおりますけれども、検察官におきまして捜査を遂げた結果につきましても、必ず起訴しなければならぬということではなくて、大幅に不起訴処分にする権限が与えられ、それによって検察官としての刑事政策的な配慮を行っておる、犯罪対策をいたしまして、そういったこれは我が国の検察官にとりまして非常に重要な機能をしております処分でございます。

この処分は、いろいろ内容的にはございましてけれども、捜査をいたしました結果、どうしても罪とならないといったようなもの、あるいは全く嫌疑がないといったようなもの、あるいは嫌疑はないわけじゃないんだけれども、必ずしも証拠上十分でない、起訴することができないといったような処分でありまして、あるいは鑑定した結果、どうも責任能力がないといったようなことで起訴処分ができないというふうなケース、あるいは親告罪につきまして、親告罪の告訴がないといった訴訟条件が欠缺しておる場合、その他たくさんございまして、そのほか一番重要なことは、先ほど申しましたような不起訴便宜主義によるいわゆる起訴猶予という処分があるわけでございます。これが実は検察官で行っております刑事処分のもう半分以上は起訴猶予という処分でもって刑事政策を行っておるというのが検察官の実情でございます。

したがって、結局今こうして申し上げますと、まず不処分と不起訴処分というのは根拠の規定が違います。それからまた行方主体も違います。手続も違います。目的も違います。といったようなことで、法的性格をいたしましては似て非なるものと申さるうか、とにかく全く根拠の違つかつ目的も違つかつ処分であるというふうに理解をいたしております。

○久保田真苗君 問題のこの裁判の内容なんです。が、刑事補償を、この少年は身柄を拘束されたその期間に對しての補償を国に求めているわけなんです。したがって、そうした非行の事実が認められないということになりますと、これは常識で考えますと、当然国がその分を補償して一定の形を整えなければならぬ問題だと思わうわけなんです。

刑事補償法によりまして、無罪の裁判を受けた者は青年、少年を問わず抑留、拘禁による補償を受けられるということになっております。これは刑事訴訟法を通じての手続を通じる場合ですが、刑事補償法による補償は裁判所の予算から支払われるわけですね。これがまず一つの方法としてあるわけなんです。この少年の不処分は刑事補償法の無罪の裁判に当たらないというのが今度の最高裁の決定でございまして、こういう決定が

ここでなされたわけなんです。これには各界からいろいろの御意見が既に相当出ておまして、批判もあると思いたすし、私も意見はございまして、けれども、今この事件として取り上げるということは申し上げないつもりでございます。

それから、これは別に法務省の訓令でもって被疑者補償規程というのがございまして、これは被疑者として抑留または拘禁を受けた者について不起訴にした場合、その者が罪を犯さなかったと認める十分な理由があるときは補償をすることになっております。この予算は法務省予算として計上されているわけなんです。

そこで、他にもこうした少年の不処分というものがあつて、その者が身柄を拘束されるということもこれまであるわけでございますから、一般的にお伺いしたいと思つておられますけれども、不処分決定のうち、その者が罪を犯さなかった十分な理由があるとき、被疑者補償規程の類推適用というものは少年に對してできないものでしょうか。

○政府委員(井嶋一友君) 今委員引用されました被疑者補償規程というのは、法務大臣の訓令として昭和三十三年に発効したものでございまして、御指摘のように、補償の要件をいたしまして、「検察官は、被疑者として抑留又は拘禁を受けた者につき、公訴を提起しない処分があつた場合において、その者が罪を犯さなかつたと認めるに足りる十分な事由があるときは、抑留又は拘禁による補償をするものとする」と、こういう規定になつておまして、この規定そのものは、先ほど御説明いたしましたように、検察官の行う不起訴処分、つまり検察官が行う公訴を提起しない処分、これについて抑留につき補償すべき事由がある場合に補償しないという規定でございまして、そのような立法目的でつくられた訓令でございまして、事実今までのように運用してまいつておるわけでございます。

これは、先ほど申しましたように、起訴便宜主義といったようなことで、検察官が起訴権を独占いたしております関連において、やはり検察官が

捜査をした結果、勾留をしたけれども、罪とならないあるいは嫌疑がない事実が判明したといった場合には、やはり公平の原則から補償をするのが憲法四十条の精神に照らし相当であろう、こういうことで、憲法四十条直接の規定ではございませうけれども、その趣旨を生かそうということによってつけられた規定であると理解をいたしております。

そこで、これに今のような少年審判における不処分決定事犯であり、かつ非行事実がないという理由に基づくものにつき類推適用してはいかがか、こういうことでございすけれども、お気持ちはよくわかるわけでございますけれども、法律論というか何と申しますか、先ほど申しましたように、やはり不起訴処分と不処分という性質が違ふわけでございます、裁判官が行われる不処分といったものを、今度は検察官がこの刑事補償法に基づいてその非行事実なしという理由も含めてある程度の審査をして、それで補償をするというふうなことが許されるんだらうかということがございまして、根本的には、さつき冒頭に説明しましたように、不処分と不起訴処分というのは違ひますので、どうしても類推適用という枠を乗り越えたものではないかというふうには私に考えております。したがって、せつかくの御指摘でございすけれども、類推適用はできないかという御質問に対しては、非常に困難である、あるいは相当でないというふうなことを申し上げざるを得ないと思ひます。

○久保田真苗君 大臣にお伺いしたいと思ふんですけれども、今までお聞きいただきましたように無罪の判決と不処分決定の違いというものがございまして、少年法という少年の健全育成、教育、矯正という目的を持った特別の措置が行われているわけですが、その特別の措置がその裏腹に持っている若干のあいまいさというものがございす。つまり、例を挙げますと、検察官の役割と裁判官の役割を一人の裁判官が行うという制度になっておりまして、そういうものの中から刑事裁判と少年審判の間に公権力によるいわゆる身柄

の拘束に対する補償というものが片一方は法律上きちんとした形で行われ、もう一方はゼロである、こういう大変な不公平があるようにどうして私には思えるのです。私の考えでは、大人であれ少年であれ刑事訴訟法の手続によって無罪判決を受け、または嫌疑なしという検察の不起訴の場合には何らかの補償が受けられて、少年審判では実質無罪であっても補償は行われぬというものは余りにも不公平だと思いますが、大臣、どうお考えでしょうか。

○国務大臣(左藤憲) 今お話しのように、現行法の立場から見まして、少年審判による不処分は刑事裁判手続により無罪とは法的な性格が少し違ふのではないかと、不処分になつた少年につきまして刑事補償の対象にならないというところは現行法上はやむを得ないのじやないか、このように考えますが、今お話しがございまして、無罪事件との比較ということになりますと、やはり論議が当然あつてしかるべきような状態に今なつておると思ひますので、今後少年法の改正との関係で検討していかなければならぬ課題ではないかと、このように考えます。

○久保田真苗君 一つの検討、そして少年法の改善を考えるべき問題点だというふうに御認識をいただいていることは大変私もほっといたしますのですけれども、

資料をいただいたのですが、資料によりまして、観護措置がとられた事件で非行がないということと理由として不処分決定がされる人数は、ここ三年間ぐらいに十九人から二十七人というふうになつております。これは比率にしますと、大体〇・一から〇・一五%の間なんです。平成二年の一番新しいのを見ますと、観護措置がとられた事件、つまり鑑別所に入つた事件で一万六千七百人が記録されているのですが、そのうち不処分になつたという少年が二十一一人、こういうわけなんです。これは比率にすると少ないようにも見えますけれども、毎年十九人から二十七人程度の少年が心の傷をいやすられることもなくそのまま過

ぎているということとございすから、本来は非行がないという不処分がゼロであることが望ましいのですけれども、せめてこういう少年たちにはやつぱり国による補償がきちんとなされる、それはお金の多寡にかかわらず、やはりそういう手続がきちんとなされるということがなければならぬと思ひます。なぜなら、補償は国による一つの慰めでもありますし、また謝罪の意味でもあるからだと思ひます。ですから、決して二十人前後、三十人前後の子供の数が少ないとは申せないわけですし、人権上の問題でございすから、こういう少年たちに補償すべきだというふうに私は思ふんです。

大臣も先ほど問題点があるということはおっしゃったんですが、やはりこれは他の無罪判決の場合と同じく補償されるべきだと思ひます。立っていらつしやると思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(左藤憲) 確かにそういう問題点があると申しましたのは、やはり何か権衡を失するといふふうなこともありますので、法的ないろいろな性格の違いはありますけれども、やはりそういった意味での権衡を失するといふ点で検討しなければならぬんじゃないか、このようなことを申し上げたわけでございます。

○久保田真苗君 この件には国の責任といひますか、国と申します場合に機関が三つあるわけでございます。それは政府であるか国会であるかあるいは裁判所であるか、そういう三権にそれぞれいづれも関係があると思はれるわけでございます。

そこで、それではどこをどうしたらいいのかわからないこととございすけれども、国による補償といふのは一番手近なやり方では二つの方法があり得ると思ふんです。その一つは、少年法の審判が裁判官による決定であるので、不処分のうち、明らかに非行事実が認められず、罪を犯してない場合には補償をする最高裁の規定をつくるという方法があるのではないかとと思ひますけれども、

も、最高裁はどういうふうに解釈なさいますか。

○最高裁判所長官(山田博君) 仰せのとおり、最高裁判所には憲法の七十七条で規則制定権が認められていてございす。ただ、この対象となります事柄は限定をされておまして、一つは訴訟に関する手続に関する事項、弁護士に関する事項、裁判所の内部規律に関する事項、それから司法事務処理に関する事項、こういう事項について規則制定権が認められていてございす。仰せのような非行事実が認められないという理由で不処分になった場合の補償という問題は、訴訟に関する手続と解するのは難しゅうございす。もちろん弁護士に関する事項、裁判所内部規律でもない。そうしますと、司法事務処理に関する事項ということに当たるかどうかというのが問題になるうかと思ひます。

しかしながら、ここで規定をされております司法事務処理に関する事項というのは比較的技術的、手続的な事項でございまして、どういふ場合に補償をすべきなのか、どの範囲で補償するのかというふうな実体的な補償の要件、範囲等に関する事項につきましては、規則制定権の対象事項には親しまない事柄ではないか、かように考えまして、私どもとしては最高裁規則で定める事項ではちよつと困難ではないだらうか、かように考えているわけでございます。

○久保田真苗君 それは最高裁の規則の解釈として既に定立されているのですか。

○最高裁判所長官(山田博君) ただいま申し上げました考え方は、従来最高裁としていいますよりも、一般的に最高裁規則の対象事項は何かという概念的な考え方に基づいて一応の私の考えを申し上げたわけでございます。

○久保田真苗君 もう一つの方法は、法務省がこつた少年審判に対して刑事補償法または被疑者補償規程を改めるということだと思ひますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(井嶋一友君) まず、先ほど被疑者補償規程の性質と申しますか、それにつきましては

御説明いたしましたので、それから先に申し上げたいと思いますが、検察官の行います不起訴処分と家庭裁判所の行います不処分決定とがどうしても性質が違ふということがございます以上、まずそれを法律的に乗り越えられない制度の違いがあるということでございます以上、やはり大臣の訓令として、検察官が守るべき訓令として定められております被疑者補償規程というものをいじって、裁判官がなされる不処分決定についてこれを取り込んで、検察官のこの規程で補償しろというふうな改正をいたしますのはやはり無理ではないだろうかというふうに考えております。

それで、ちょっと先ほど類推適用すべきではないかという御質問の際に私間違つたことを申し上げようでございますので、訂正させていただきます。まず、裁判官のした不処分決定に関して検察官が補償云々するのはおかしいというときに、私は本来被疑者補償規程で申し上げるべきところを刑事補償法というふうに申し上げたところでございまして、その分間違ひでございしますので訂正いたします。

そこで、補償規程を改正するということは困難ではないかというふうに考えております。

そこで、あと残りますのは刑事補償法でございます。まさに私は、これが物事の性質に対応するものとして、いわばこれを何とかする必要があるというふうに考えるのが筋じゃないかなというふうに考えております。少年審判につきましては、性質ももう既に委員よく御存じのとおりでございますけれども、いわゆる成人の刑事事件あるいは少年の刑事事件におきますその手続構造と申しましては、御承知のとおり、刑事訴訟法によりまして検察官と弁護人が両当事者となりまして、証拠を出し合つて物事の黒白を争うという手続を進行した結果、裁判官が事実を認定して有罪、無罪を決める。そして、しかもその手続は三審まで両当事者に上訴する権利が認められている。しかしその後で確定したもののについては、一事不再理ということと既判力があるということ。そういうふう

なことで、いわゆる当事者構造と申しますけれども、当事者構造の中で確定いたしました無罪という非常に重い事実、これに対しては国として補償すべきであるというのが刑事補償法の考え方であります。これを性質の違ふ少年に関する保護処分について適用することの可否が今回最高裁で論議された。その結果、最高裁では、やはり刑事補償法の解釈ではそれは難しい、こういう御決定があったという理解でございします。

そうしますと、結局少年審判はどういうことが行われているのかと申しますと、御案内のとおり、物事の黒白を争う手続ではございませんで、少年の非行あるいは少年の虞犯性あるいは触法少年といったような少年の保護を目的とした手続が家庭裁判所裁判官の職権的な調査権をもとにして保護処分、国親的保護処分として手続が進められるという形でございますので、全く当事者構造をとっていない。したがって、物事の黒白というものが両当事者が出て争うという形では行われておりませんので、大ざっぱと言つたら非常に問題がございしますけれども、要するに両当事者が責任を持って主張し合つた中で結果ではないという意味においては刑事手続とは違うという面がございします。かつまた、保護処分につきましては、検察官は当事者として関与できません。少年は付添人をつけることはできます。専ら少年の側からのいんな問題はございまして、請求はできませんけれども、要するに裁判官の職権的審査を受ける、こういう構造になっております。そして、かつ少年だけが抗告できる、こういう形になっております。そして、かつまたいよいよ一事不再理というものはございしません。そういうようなことで考えますと、結局少年の保護処分の性質がさうである以上は刑事補償法が適用される余地はないという裁判所の決定はやむを得ないだろう、こう思うわけでございます。

そこで、少年につきましてはどうしたらいいのかということでございますけれども、委員御案内のとおり、少年法の改正の問題といたしまして法

制審議会に諮問をいたしました結果、五十二年に中間答申を得ておるわけでございますけれども、それによりますれば、要するに、少年審判手続において少年の権利関係の規定が必ずしも十分でない。それをもう少しと整備しろという御指摘がある一方で、やはりある程度検察官にも公益の代表者という意味で関与させて、ある程度審判に協力することをさせてはどうか。あるいは特に問題になると思いますが、非行事実があるかないかというふうな問題のときには特にさういった意味合いが強いだろう。そして、かつまたさういふことで決まった決定については、あるいは抗告というふうなことで、さういふ少年に対する権利保護をもっと高める。他方、公益的な見地からもうちょっと検察官に関与させてはどうかというふうな、両方をもう少し取り込んだ形で改正をすれば、少年についても若干刑事手続的なものが入るわけでございますけれども、より細密なことがでるのかもしれないといった意味で中間答申が出ておるわけでございます。

そして、かつまたこの答申の中ではさういったことを受けて、少年については、不開始決定あるいは不処分決定ということと違って、非行事実がなかったという決定主文をつくるようにすべきだと、こういうことも言われているわけでございます。そうしますと、さういった決定があった場合には、今度はさういふ改正が行われまして、憲法の言う無罪の裁判といったものにより類似するといふか形が出てくるのではないかと申すことと申すので、さういった意味合いにおきまして、少年法の手続を改正するといふ中間答申の線を何とか実現していけば、あるいは少年に関する補償といったものも可能になるのかなというふうな考えております。事実中間答申の理由書の中にはさういふことも書いてございます。私もさういふことを踏まえて少年法の改正を何とか実現したいと考えておりますが、こういう機会でございますから、さらにその検討

を深めてまいりたい、このように思っているわけでございます。

○久保田真苗君 少年法の改正につきましては、いろいろ御議論が世上あると思ひます。また、その中でしかできないということでございます。そうしたことが実現されるかもしれないというのは、一体スケジュールはどういうふうになっているのか伺いたいと思ひます。

○政府委員(井嶋一友君) 五十二年の中間答申に關しましては、若干各界に異論があることは事実でございますので今日まで時間がかかっておりますのと、それから当時の少年犯罪のあるいは少年非行の状況と最近著しく変わつてまいりましたということもございまして、当時、いわゆるアオネンと申しておりますけれども、青年、十八歳以上の少年の凶悪犯罪が非常に多発したときの改正諮問でございましたから、さういふ状況と比べますと大分変わつてまゐつておることもございまして、大分といひますか著しく変わつておりますので、したがって、現在のような少年非行のあり方に対して少年法をどのように改正するかというのには実はひとつ新しい問題として考えなければいけぬのかなということも考えるわけでございます。いずれにいたしましても、中間答申の線につきましてはさういふ前提も変わつてきておること、検察官関与といったような部分で若干異論があるというふうなこともございまして作業が進捗いたしております。

今回最高裁で補償という観点から、少年法、少年審判手続の問題が提起されたわけでございますので、さういふ意味で、ひとつ新たな気持ちでこの問題を検討しないといふかぬのかなと、私はこの前の裁判所の結果を見た上で考えたわけでございますが、ここでもまだ今現在スケジュールといったようなものを申し上げる段階ではございせんけれども、私の気持ちとしては、できるだけ早く検討をして問題を解決せぬといふかぬのかと思つておるわけでございます。

○久保田真苗君 少年法の改正については大きな

論議が巻き起こるだろうと思います。私は、それまでの間にでも、ほかにも類似の少年が拘置されて不処分というケースがございますので、何とかそれをこの世の中の常識というものに照らしてこれを補償していただくわけにはいかないかと思うわけなんですけれども、先ほどおっしゃいましたような幾つかの方法というものはそれなりの適用の実績があるということなんでしようけれども、私は、これは何年も何年も待たせろというのではなくて、やっぱりどこかに一つの、何といいますか、役所なり裁判所なりそういったところでの柔軟な適用というもので解決できる、このことが補償されるということを願っているわけでございます。

さらにお尋ねしたいと思ひますのは、少年法の改正というようなものが審議会でも取り上げられているということになりますと、やはりここで子供の権利条約というのがクローズアップされてまいります。政府は早ければこの国会でと言っているんですけど、遅くも次の通常国会までには子供の権利条約を国会に提出して批准に至るといふうなことを答弁しておられたと思うんですが、法務省所管の法律でこの条約批准に伴って改正を検討しなければならぬという法律があるならば、この際教えておいていただきたい、こう思ひます。

○政府委員(堀田力君) この条約の早期批准に向けて鋭意努力いたしておるわけでございまして、ただ非常に骨太な条文でございまして、技術的な点で抵触するかどうか、そういう問題点が幾つかございました。それぞれにつきまして所管の法務省各局、外務省と協力いたしまして詰めてまいりました結果、現在ではそれぞれの問題点について法改正までは必要はないというところまでの結論は得ております。そういう状況でござい

○久保田真苗君 それでは次に、難民の問題について伺いたいと思ひます。  
難民の問題が大変クローズアップされて関心を

集めています。それはイラク北部のクルド人難民の問題ですが、政府に攻撃を受け、あるいは攻撃を恐れて大量にイラン、トルコの国境を越えて避難しているというのを聞いております。これは四月五日夕方の国連安全保障理事会でもこうしたクルド人の抑圧というものが平和それから安全保障の面から非常に問題であると非難されて、そしてクルド人自治区への抑圧を中止するようにという決議が採択されました。この難民が受けているいろいろな苦難とか、それからどのくらいの人イラン、トルコに流入しているのかにつきまして、場合によっては百万を超えたりあるいは千人単位であったりいろいろな報道がありますけれども、非常に大量の人が国境へ押し寄せてきて、せっかく停戦決議がイラクに受け入れられて停戦だとなつてはとしたものつかの間、まさに紛争中よりもさらにひどい大量の難民問題が発生していると思はれるわけです。

そこで外務省に伺ひますが、国境内外の難民数とか、どんな攻撃を受けているとか、死傷の状況はどうかとか、それから緊急援助はどんなふう必要とされているとか、そういうことについて把握していらっしゃる一番新しい事実をお聞かせいただきたいと思ひます。

○説明員(角崎利夫君) お答え申し上げます。

四月七日現在、イラン外務省の報道によれば、約七十万人のクルド人を中心とする避難民がイラン国境へ流入したということでございます。他方、トルコにつきましては、トルコ外務省の発表によれば、トルコに流入したクルド人避難民数は約一万一千人でございます。さらに、国境付近に二十五万人以上がトルコ入りの機会をうかがっている状況というふうに承知しております。

また、イラン及びトルコ両国とイラクとの国境地帯におきましては、地雷が敷設されていたり、イラク政府軍によります爆撃によって負傷者が出たり、山岳地帯であるために飢えと寒さのために死亡者が出ているというような報道にも接しております。

どういふ物資が必要かということにつきまして、国連方面からの情報によれば、食糧、テント、毛布、医薬品等でございます。

○久保田真苗君 それでは、トルコは一時もう受け入れられないから国境を閉鎖すると言つて、言われて、そしてまたその後開かざるを得なかったというふうなことも聞いていますし、イランが、余りたくさん入ってきたので、もうこれ以上受け入れることは不可能だ、それだけの準備、態勢がないと言っているということですが、国境の状況は今どうなっておりますでしょうか。

○説明員(角崎利夫君) 国境の状況につきまして、刻々状況が変わっておりますので、必ずしも現時点でということにつきましては正しいかどうかわかりませんが、我々が得ております最新の情報によれば、トルコはまだ完全に国境は開いておりません。イランにつきましては、七十万人の大量の避難民が数日のうちに入ってきたことからわかるように、開かれていたというふうに判断されます。

○久保田真苗君 これは難民高等弁務官事務所の日本駐在事務所からちょっと伺つた話なんですけれども、二、三週間前にイラクにフランスの国境なき医師団が入って、クルド難民に同行してずっとその様子を目撃していったけれども、その方たちの送ってきた情報によれば、政府の攻撃にナバーム弾とかあるいは細菌弾なども使われていると見られるという、そういう情報があるんです。外務省の方はこの辺のことを把握しておられますでしょうか。事実はどうでしょうか。

○説明員(角崎利夫君) そのような報道があるというところは承知しておりますが、事実の確認までには至っておりません。

○久保田真苗君 それでは、事実の確認といひますか、政府としては、ベーカー長官がトルコ国境を視察しておられますね、あそこはいらしたけれども、しかしイランの方にはなかなか難しい、そういう状況なんです。情報は聞いていますけれども確認には至らないということなんですけれども、た

しかアメリカからの要請もあつて、中山外務大臣がイランに行かれるというお話を伺っておりますが、イランにはいつおいでになることになっていましたでしょうか。

○説明員(大木正充君) お答えいたします。

イランと日本との関係は伝統的に友好的な関係がございまして、これまでイラン側からたびたび外務大臣にイランへ来てほしいという話もございまして、我々もなるべく早く中山大臣にイランへ行つていただくべく準備しておりますが、現在のところ最終的日程は確定しておりません。

○久保田真苗君 アメリカが行かれないということであれば、まさに友好関係を保ってきた日本の外務省がイラン国境のこの七十万もあると言われるすごい難民問題を調査にいらっしゃる、早急に政府の高官を送つて調査するという予定はあるんですか。

○説明員(大木正充君) お答えいたします。

イラクからトルコ及びイランへ流出しているクルド人を中心とする避難民の支援の問題というのは、国際的にも大切な問題と認識しております。我が政府としてもトルコ、イラン政府、それからUNDRP等の関係国際機関の対応を踏まえてつづけるだけの支援を行う所存であります。その関連で、関係国とも話をしております。関係国の感觸をも踏まえて、御指摘のイラン国境への視察等も含め、何が出来るか検討していくという所存でございします。

○久保田真苗君 大体難民高等弁務官事務所、UNDRP等からの要請ももうはつきり入っていると思ひます。その中身はどうなっているんですか。

○説明員(角崎利夫君) 御指摘のとおり、四月五日にUNDRPを中心とします関係の人道国際機関会合がジュネーブで開催されました。これらクルド人を中心とします避難民に国連機関としても全力を尽くして救済の手を差し伸べるといふことが確認されました。国連機関はUNDRPを通じて避難民救済のために一億三千七百万ドルの

ールを発表いたし、各国政府に資金協力を要請したところでございます。

○久保田真苗君 それで、日本政府の対応と、それから今までにそういう対応を発表した主要国の救援、そういったものについての報告をお願いいたします。

○説明員(角崎利夫君) 五日のUNDROからの要請を受けまして、政府としては六日に、クルド人を中心とする避難民救済のために、とりあえず一千万ドルの資金協力を実施することを決定したところでございます。

他の主要国の資金協力ぶりでございますが、ECが約六百万ドル、英国が約三千七百万ドル、米国が一千万ドルを上限として緊急避難民援助基金の使用を許可したということでございます。

○久保田真苗君 新聞の報道によりますと、UNDROに既に提出したもののうち一千万ドルをクルドに充てる、そしてそのほか二百万ドル出すというふうに読めたんですけれども、それは違っているんでしょうか。

○説明員(角崎利夫君) 六日の日に決定いたしました一千万ドルにつきましては、UNDROに既に提出しております三千八百万ドルのうちの留保分の中から回すということでございます。新聞等で報じられておりました二百万ドルということにつきましては、政府としては承知いたしております。

○久保田真苗君 なるほど。そうすると、今回改めて出すお金はまだ何もないということなんです。だけれども、これは今まで紛争中に約四十万人の避難民が出ることも予想してやっていたうち、余っているというのなら、それは回すのは結構だと思ふんですけれども、しかし各国が出すお金一億三千七百万ドル本体として出していくものに対して足りているのかどうかということとはわかっていいますか。

それからさっき私が伺った、なぜイラン国境へ外務省の高官を派遣して早く事態を調べないのか。もうペーカール長官はトルコ国境で幾つもキ

ャンプを視察しているということですよ。アメリカが行かないのなら、なぜ日本が出さないのか。日本はイランとは他の国以上にまあまあしな関係があったと思ふので、なぜそれを早くして私たちに報告してもらえないのか。それを早くやってもいいと思うし、そういう予定がないか何とたんだけれども、どうもそこにはお触れにならないんですが、何とかならないんでしょうか。もしいらっしゃるあれがあるんだつたら、はつきり早くそういうふうに表示する方がいいに決まっています。いつまでもいつまでも決心しないような感じは大変よくないと思うんです。今の二つについてお答えいただけますか。

○説明員(角崎利夫君) UNDROが出した一億三千七百万ドルのアビールに現在各国がこたえて提出をし始めたばかりでございます。したがって、現時点でそのうちのどれくらい集まるかにつきましては推測することは困難かと思ふます。日本政府としては、今後現地のニーズでございますとか、避難民の発生状況、関係政府、関係国際機関からの要請等を踏まえて追加的な支援について検討してまいりたいというふうに考えております。

○説明員(大木正充君) 今お話がありました二つの点についてお答えいたします。

イラン側との間では今回のクルド避難民の問題について話し合いをしております。イラン側からは八日に食糧とか医薬品、それから毛布、テント等が必要だという要請がありましたので、我が方としてもこの要請に前向きに対応を検討しておりますところでございます。そして、この関連でいかなる人が行けるかということについて、今前向きに検討しているところでございます。

○久保田真苗君 検討という言葉が当てはまる問題と当てはまらない問題とあるんですね。だから、私はもう即刻行っていた方がいいと思うんです。何しろ今まで予想していたかのような大量流出があるらしい、そしてその状態も死者なども出て相当悲惨なものであるらしいというこ

とから、やっぱりアジアの国として一刻も早く駆けつけるのが筋だと思ふんですね。よろしくお願ひします。

大臣にここでお伺いしたいのですけれども、この人権問題の方から法務省にもう一つ肩入れをお願いできないかということなんです。もちろん、外務省はいろいろ窓口に外交のライオンとして真っ先に活動すべきなんですけれども、しかし外務省にすべての専門家がいらっしやるわけでもないし、実質的な仕事はすべて他の官庁がやっていると一言で過言ではないわけですから、人権とか人道上の問題についてはぜひとも法務省の肩入れをお願いしたいというのが私のこれを取り上げた理由なんです。

それで、その中でも幾つかの問題がありますので大臣のお考えを伺ってみたいと思ふんですが、安全保障理事会の中で、クルド難民の問題に触れることは、あれはイラクの住民なんだから内政干渉になるんだという意見もあったやに伺うんです。しかし、確かにイラクの住民であるかもしれないけれども、事態がこういうふうに大きくなってまいりました。あの決議は多数で採択されたわけですから、これは大量の難民問題、避難民問題というものが、ただ国境を接しているということとでその隣々の国、トルコ、イランといったような国にどううと流れ込んで、それはまあ大変なベニツクだと思ふます。受け入れなければならない方は、そして難民条約、議定書等もあることであり、それをむげに拒否するということもまた国際世論の糾弾を浴びるものになるわけでございます。しかし、こういう難民を受け入れざるを得ない隣国というものは、まさに金持ち国というよりは途上国に類するところが多いと思ふまして、それだけでも地域に大きな不安定をもたらされるわけですね。それで、ただ内政干渉といつて国連が手をこまねいているというわけにはほやいかなくなくなったのではなないかというふうに私は思ふわけです。それで、緊急の援助はもうございまして、難民高等弁務官に日本の緒方先生も就任されましたこ

とでございますし、そうした直接の救援をやっていくということももちろんなんですけれども、そのほか難民を大量に発生させている原因となっているいろんな迫害、抑圧、それから武力行使、そういったものをとめる方法が人権上非常に重要だと思ふわけです。

こうした地域紛争の問題、そこから起こってくる難民の問題について、法務大臣としてはどんなふうなお心を持っておられるか、お聞かせください。

○国務大臣(左藤恵君) お話のような地域紛争解決という問題が今非常に大きな国際的な問題になっていて、新しい秩序形成を目指して国連それから関係諸国皆努力をしておられるわけでありまして、日本としてもそうした国際的な問題として、第一線には外務省等がやはり考えていたかなければならない問題でありまして、法務省といたしましては難民条約というものがあつたわけでありまして、難民条約を批准しております立場というものは、やはり国際協調と人権の尊重という問題ではないか、こう考えます。

そういう観点から、こうした問題につきましては外務省がいろいろやられますときに、法務省としても密接に連携をとって、こうしたものの解決について積極的にお役に立つように努力をしていかなければならないのじゃないか、このように考えておるところでございます。

○久保田真苗君 積極的にお取り組みいただけるのでございますけれども、これはクルド難民に限らない問題だと思ふます。今世界には地域紛争が百三十以上と百五十とも言われるんですけれども、非常にふえてまいりまして、その最終の結果がが一つつらいところを受けるかというところ、やはり難民問題が非常に大きいと思ふんですね。それが大きな後遺症になって後々まで不安定をもたらしているということも事実だと思ふんです。東西の冷戦というのはやと終結したところへ来ていますけれども、既に重点は地域紛争に移ってきていると見られて、その中でブッシュ

さんも言われたような新秩序、新しい世界秩序が模索されてきている非常に大事な場面だと思ふんです。

私、この難民問題というのははや個別の国の対応できる限界をはっきり見えてきている問題だと思ひます。そして、例えばインドシナ難民につきましても、戦乱で追われてきた難民を近隣国が受け入れるについてはやっぱりインドシナ難民がインドシナというところが言われて、インドシナ難民がインドシナから受け入れてくださいというお話でやるとあの近隣のタイとかインドシナの周辺国が受け入れたということもございまして、まさにこれはインドシナ難民という問題でございまして、それを仲介していくあるいはそれを調整していくような国連とかそれから人道的な国際機関ですね、赤十字、IOM、移民機関とかいったようなところも次から次へ起こってくる問題で非常に対症療法に追われております。難民条約や議定書があるんですけれども、その権限もそれから人員も財政も余りにも限られているんです。

それで、私はこの地域紛争を見る場合に、今度停戦になりました、賠償です。それから軍備の制限です、そしてフセインはそのまま政権にあって無事でございまして、これで終わって、そして難民の方はこれから長く苦しむという、このまことに不合理な状態を考えますと、やっぱり地域紛争、こういったもののあり方を、従来の国際法上のいろいろな人道的な諸要請、それに加えてぜひ難民の問題、その人道的な、人権的な問題をひとつ取り上げていただいて、もともとその役目を持つていらつしやるのが法務省ですから、何か新しい政策の中で国際協力にかかわる例えは人権オブザーバーといったような、難民キャンプで人権の監視をするといったような、そういうことも考えられていいのではないかと。これは私が何も発明したわけじゃないんですけど、既にカンボジアの和平提案につきまして常任理事国が持ち出している案の中にはそういった人権モニターのようない役割もあるというふうに伺っているのでもございませう。

そうしますと、これはまさにアジアの近間の問題でございまして。またクルド難民につきましても、実に人権の見地からそれを見張って世界に報道していくというそういう役割、国際世論によってそういう残虐行為を未然に防いでいくというそういう役割、そういう役割をぜひやっていただきたいと思ひますので、私は外務省にはそういう提案を強く支持し、また日本からもいい知恵を提案していただきたいと思うし、だれど実際にそういうことに当たっていただくのは法務省だと思ひますので、法務省からもそれを強くバックアップしてひとつ人権擁護制度を紛争地へ輸出していくというような、そういう新政策が立てられないか、大臣の御所感を伺つてみたいと思ひます。

○国務大臣(左藤恵君) 大変大事な問題でありまして、そしてまた今国連におきまして、地球といひますか全世界的に一番そうした解決を急がなければならぬ問題の一つが難民問題であると思ひますので、そうした見地から法務省も、外務省と連絡はとらなければなりませんけれども、そういうことについて積極的に私は対処していくべきものである、考えていかなければならない問題である、このように思ひます。

○久保田真苗君 よろしくお願ひしまして、次に日本の難民問題、ポートビール等について伺つていきたいと思います。主として法務省への御質問になるかと思ひます。

ここの三年間の我が国への難民の流入状況について御説明いただきたいと思ひます。特にひとこと大変大騒ぎになりましたポートビール、それから海外キャンプでの滞在者、それから留学生等から申請をする者、そういういろいろな種類があると思ひますけれども、その状況と、それからポートビールのうちひとこと大分報道されました偽装難民というのがあるようで、その数についても明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(股野景親君) ただいま委員から最近三年間の状況についてのお尋ねがございましたので、最近三年間のことについて御報告を申し上げてみますと、まず基本的に今御指摘になりました難民の流入状況というものは、日本の場合にはインドシナ難民がポートビールとして日本に來られるという形が一番多いという状況がございまして、これについて見させていただきますと、最近三年間、すなわち昭和六十三年、それから平成元年、平成二年、この三年間を合計いたしましたポートビールとして日本に到着をした人の数は四千九十一名という数になっております。ただ、これはただいま委員御指摘のとおり、平成元年にこのポートビールの中に中国からインドシナ難民であるといふことを称して日本に到着した人たちが非常に多くの数含まれておりました、この方たちについて、これを我々仮にいわゆる偽装難民と言つておられますが、こういう人たちが、ただいまの三年間の四千九十一名に到着したポートビールの中で、私どもの調査では二千八百四十四名の方がいわゆる偽装難民に当たる、こういうふうな判断をしているところでございまして。

他方、日本でインドシナ難民として、ポートビールとして到着された方々、さらにはポートビールとして既に日本に到着されている方々の近親者等が海外のキャンプで滞在をしておる、こういう方たちについても日本は日本の定住の道を開いているわけでもございまして、そこで、最近の三年間でポートビールと、それからポートビールで既に日本に入つてきておられる方々の近親者として海外のキャンプで滞在している方々等を受け入れてきた、それを日本で定住をさせていただくというところで定住の形で受け入れてきた数が、先ほどの昭和六十三年から平成二年にかけての三年間で見てみますと、千六百九十五名の方を日本での定住者として受け入れているということになります。

それを年別に見てみますと、昭和六十三年で五百名、そのうち海外キャンプから受け入れた方が百九十三名、平成元年で定住者として受け入れた方が四百六十一名、うち海外キャンプから受け入れた方が百九十四名、それから平成二年で定住を受け入れた方が七百三十四名で、うち海外のキャンプから受け入れた方が三百二十一名、このぐらゐの割合になっております。

それから、元留学生の御指摘もございましたのですが、インドシナにおける政変前の状況で日本に入つておられた留学生の方々がそのまま日本に定住されたというケースが確かにございまして、その数は以前には七百四十二名ぐらゐの方がおられたわけでもございまして、最近はこのぐらゐのカテゴリの方々はおられません。大体そういう状況になっております。

○久保田真苗君 ひとことポートビールが海賊にやられたり、また婦女暴行といったような大変悲惨な被害を受けたといふことを聞いたんですが、最近はそのような情報はなくなりましたか。

○政府委員(股野景親君) インドシナからのポートビールにつきまして、国際的にこの方たちの問題を、これはベトナム等のインドシナの国も含めて適切な解決策を見出す努力が必要であるといふことから、平成元年にジュネーブでこの問題についての国際会議が開かれた経緯がございまして、そのときに、包括行動計画というもので全体的にこの問題に対処しようといふことがございまして、ちょうどその開かれておりました年にはかなりの数のインドシナからのポートビールの流出があったわけでもございまして、その後流出の数はかなり減少傾向に向かつております。

ただいま委員御指摘のとおり、この方たちが大変御難儀な目に遭つておられて、そしてポートで脱出する途中でいろいろな苦難があるといふことは我々も聞いていますのでございまして、そういう状況というのはまだなくなつたとは言えないであらうかと思ひますが、全体としてのポートビールが流出する数が減つていっている方向にありまして、その中ではそういう不幸な事件といふ数もおのずと減つていっている傾向にあるかと思ひます。

○久保田真苗君 偽装難民の引き取り問題について

て中国と随分御折衝になりましたですね。それで、最後に残ってしまったのがベトナム国籍を持っていた中国の中に住んでいたと認められるいわゆる華僑農場にいた人の問題で、これがなかなか長く交渉されたんですけれども、その話し合いというものは結局完全に話がついたんでしょか。どうなっていますでしょうか。

○説明員(角崎利夫君) お答え申し上げます。

いわゆる偽装難民二千八百四十四名につきましては、中国への送還につき鋭意外交的な努力を行いました結果、これまで五回にわたりまして千七百七十八名の送還の実現を見ましたが、先生御指摘のとおり、なお一千余名を大村入国者収容所において収容しておるところでございます。これら一千余名につきましては中国政府との交渉を経まして本年の一月末に、既に中国に定住していたインドシナ難民に該当すると認められた者を中国が引き取るということで基本的に決着を見ました。今回、決着に基づきまして中国側と協力しつつ未送還者の大部分の引き取りが行われるように取り計らうと考えてございます。

○久保田真苗君 ベトナム難民と認められた約百人分は日本が引き取るというお話しがなかったんですか。それは条約難民として、いわゆるステータスのある難民として引き取られたかどうか。

○政府委員(股野景親君) 今外務省側からこの点について中国側とお話し合いの状況を御説明申し上げましたが、この具体的な数については現在まだ中国側とお話し合いが進んでいる段階でございます。したがって、どういう数になるのかという点についてはなお折衝がありまして、その数についてはまだ決まっていらない点がございます。この方たちが仮にどういう状況になるかはまだはっきり予測ができませんが、少なくとも今の状況では、中国側がインドシナから中国に移ってきた人たちであると言っている人たちに、いわゆる難民というふうな状況、つまり難民条約にいう難民でございまして、という状況が今まで問題として提起されているところには至

っておりません。

そこで、基本的にはまず中国側とお話し合いをまとめた上で、その話し合いの結果を見てまた日本側としての対応を考へるということにさせていただきますことにしております。

○久保田真苗君 もう少しどういう条件なら条約難民としてというふうな言い方にしていいのでしょうか。伺いたいんですけれども、ちょっと先を急ぎますので、それはまた教えてください。

法務省の予算なんですけれども、この出入国管理業務の予算が去年と比較して二億六千万円減額になっております。これは難民が少なくなったというところのようなんですけれども、難民関係の予算は実質的には約十七億三千万円の増だということなので、そうだとすると、難民関係の予算は昨年比べて二十億円ぐらゐ減ということになるんですか。

だけれども、大村収容所、一時レセプションセンターですね、あそこでは大分待遇がひどいというところも言われておまして、例えば建物が簡易プレハブで夏は暑く冬は寒い、あるいは運動場や娯楽設備がないとか、それから食事がお弁当屋さんの差し入れで非常に冷たいとか、そういうことがよく言われております。もともと法務省の予算は少ない予算なんですし、その予算をそのときそのときで減額してしまふというよりは、やっぱり待遇改善——非常に大変な事情で来られて、一時収容所ですからずっといらっしやるわけではないけれども、しかしそこでの生活が人間に値する、そして日本に悪くない印象も持ち得るという、そういう待遇向上を図たらどんなものかと思うんですけれども、予算の実態と、それから減額のかわりに少しでもそのひびく施設をよくするということへ使えないものかどうか、伺いたいと思います。

○政府委員(股野景親君) 難民関係の予算につきましては、ただいま委員御指摘のとおり、いわゆる偽装難民関係の予算が含まれておりまして、この偽装難民問題が一番深刻になりましたのが平成

元年でございまして。そして、中国側との折衝を経て平成二年に五回にわたった送還ということがございまして、その間にこれらの方々を大村で収容していくというための一時的な措置をとる必要がございました。そこでその数がかなりの規模に上りました関係上、平成二年の予算というものは人数的に大きな規模になりましたので、その分が大きな比重を占めておりました。それが平成二年じゅうにただいま申し上げましたようになり、その分が送還をされましたので、その分、量的な点での当然のことながら予算が減るということがあったわけでございますので、それは一時的に非常に額が多かったものがその後の正常化に伴ってそこは予算がその分必要額に改められたということでございます。

他方、今委員御指摘の、それでは大村における収容状況というものを少しでも改善することに努力をすべきであろうという御指摘は、これは我々もまさにその点を十分念頭に置いて対処させていただいているところでございます。何分にも送還を間近に控えたという一時的な滞在者でおられますので、恒久的な施設をつくるということにはおのずと問題がございまして、しかし、暫定的な施設であっても、その中でできるだけのことはしなければいけない。特に健康、医療面についての配慮ということはきちんとしていかなければいけませんし、また収容、滞在がある程度続きますと、その面からの対応ということも出てまいりますので、この面から対応については、それなりに予算面で関係当局から配慮をいただいているところでございますが、ただいま委員御指摘の点は、今後についても十分念頭に置いて対処をさせていただきますと存じております。

○久保田真苗君 難民の認定手続なんですけれども、いろいろ本などを読みますと、日本の認定手続はどうかと厳し過ぎるのではないかと、この厳格過ぎるのではないかと、これが欧米主要国と比較して厳

が、やっぱり日本の受け入れている数は知れたものでして、枠が一人、その枠いっぱいまでまだけいていないというふうな状況は、数が少ないだけに厳し過ぎるというふうな批判があることもまた問題ではないかと思うわけですね。

そういたしますと、現在見ますところの認定者の数の二・五倍に上る不認定者、こんなにもある。そして入管難民認定法を見ますと、やはり難民であるというふうな条件の立証責任が本人にあるんだらうと思えます。そうしますと、難民として逃れてくるような人に証拠をもつてその立証をせよということとは非常に現実的に即さないやり方ではないかと思うんですけれども、認定の実施状況についてどういう考えでやっておりますか、厳し過ぎるんじゃないかという批判にどうこたえられるのかおっしゃってください。

○政府委員(股野景親君) ただいま御指摘の問題については二つの側面があると思えます。

第一には、先生がただいま御指摘になりました一人方という定住枠につきましては、これはインドシナから来られる方々、いわゆるインドシナ難民の日本における定住受け入れについて日本政府として設定した一つの受け入れの計画でございまして、これは現在まだ一人方に達していないという意味で、今後まだ受け入れを行うという余地があるわけでございます。これはまたそれぞれこの問題につきましまして、かつてこの問題について行われました国際連合の決議以来日本政府がとっております累次の措置に基づいて受け入れを引き続き行っているという点での努力をいたしております。この面では日本も日本なりの一つの貢献をやっているとお考えしております。

他方、もう一つの側面は、いわゆる難民条約に基づいて認定をするところの難民、通常政治難民と言われる方々の問題でございまして、委員御指摘の点は、日本が難民条約に加盟してから申請があった場合に、認定を受けた人の数と不認定となった人の数を見ても、不認定となった人の数が多い、認定となった数につきましてもかなり小

さい数ではないか、こういう御指摘であらうかと思ひます。

私も今までの問題については、基本的にこれは難民条約の適用の問題としてとらえております。

いわゆる出入国管理及び難民認定法で定められております手続も難民条約に基づく内容を日本の法律に書き込んだ内容でございます。その適用の仕方を見ますと、これは確かに数という点で見れば、相対的に申請者が世界のほかの地域に比べれば日本で難民認定申請を行う方が数が少ないという点も一つ背景にあるかと思ひますが、手続そのものにつきましては、これは難民条約に基づいた現在の出入国管理及び難民認定法の運用に当たっては適正に行つておると考へておるところでございます。その段取りそれからその過程の中のいろいろな調査が必要になってまいります。

委員御指摘のとおり、御本人からいろいろ御説明を伺ふ必要がございますが、他方当局としまして、これは我が国の例えは在外公館に協力を依頼しまして、申請者が言われるような迫害の状況が本当にその方の本国であるのかという点をやはり綿密に調べさせていただいておられますし、また必ずしも御自分で十分に資料を持っておられないということも当然あるわけでございますので、その場合にはそれを補充するようなものを我々なりに当局の側で調査させていただくということも手だてを尽くしているわけでございます。

そういう意味で、ほかの諸国に比べて我が国の認定の手続が特に厳しいということはないと考へておりますが、今後とも十分な判断ということに必要な手続ということは、これはぜひしなければならぬ。そういう意味において、難民認定手続というものを入管局としても、法務省としても非常に重視しておるといふことでございます。

○久保田真苗君 認定の公正さという点にも一つ改めた方がいいと思うところがあるんですね。それは法務大臣が大変認定権、一切の裁量権をお持ちでして、そのことは結構なんですか、それです。

ども、初めの認定ではねられる、だめだと。そのときに再審ができるわけですね。もう一回審査をお願いできる。そのときの取り扱い部局も同じ法務省の入管局で、そして決定者は二度とも法務大臣というふうになるんですね。これはやっぱり批判されることだと思ふんです。

なぜなら、一つの役所がだめだと言つたことに對しても一回アピールをして控訴をしていく。そのときに、また同じところがやつて同じ大臣が判こを押す、こういうことで又再審というものの意義が疑われるわけですね。大体諸外国でもその辺を分けておられるところも多いわけですし、日本の場合も初めに一時庇護のために入国を許可する、入れるかどうかというその段階で入国審査官がそれをおやりになる。その段階ではHCRの駐在事務所の係官がそこへ一緒に立ち会つて聞いてるんです。

私一つ伺ひたいのは、そのHCRの方の意見というものが法務省の見解と違つたときに十分尊重されて取り入れられているのかということが一つなんです。

もう一つは、これは認定の場合には立ち会ひはまだ認められていないんですね。だけれども、認定のどこかの段階で、初めの段階で再審の段階でかどつちかですういふHCRのような第三者を入れて公正さを期するといふふうにし、制度をまともなものにできないものか、その二つの点をお伺ひしたいと思います。

○政府委員(股野景親君) ただいまの申請の手続とそれから異議申し立ての手続につきまして、最終的には法務大臣の御判断があるといふことは事実でございますが、他方、その二つの手続を法務省内で取り扱う場合にはこれは二つ完全に分けておりまして、担当する人間、担当する部署というものも分けておりまして、別々の手続で行ひ、それによつて異議申し立てについての手続が最初の申請の手続とは別個の手続として別個の人間によつて判断をしていくという手続をとつております。そういう点での異議申し立てについての公平

性ということに我々として十分留意をいたしておるわけでございますが、なお御指摘のような点について、その手続の運用に当たつてはいろいろやはり我々なりに十分考へていかなきゃならぬ点はあるかと思ひます。

それから、もう一つのUNHCRとの関係でございますが、このUNHCRは我々にとつても大変大事な協力機関でございます。まず難民認定の手続につきまして、当然のことながらUNHCRには長年の経験がございますので、法務省入国管理局といたしましても、随時UNHCR側のエキスパートとの意見交換、情報交換という機会を持ちまして、日本の法務省が行う難民認定手続というものが国際的な一つの標準あるいは一般的な慣行というものと十分歩調の合つたものにするというところに常々心がけております。また、個別の申請につきましても、その都度UNHCRにそういう問題があるという点は通報をいたしまして、そしてその点でUNHCR側にも問題の所在を知つてもらつておるわけでございます。

個々の申請手続について、立ち会ひということこれは我々は現在そのところまではまだしていません。これは我々にはございまして、しかしながら、先ほど申し上げましたようないろいろな判断基準あるいは関連する情報ということについては、UNHCR側と緊密な連絡を取りながら、我々の判断の中にそういうものが十分取り入れられるように配慮しているところでございます。

別途スクリーニングの制度について、いわゆるポートビープルが日本に来ました場合にこれを新しくスクリーニングをして難民性の判定についてより慎重に行つていくことを平成元年の九月から始めておるわけでございますが、これについてはUNHCR側の実際のスクリーニングプロセスの中に参加をいただいております。そういう意味でのUNHCR側の参加も我々のいろいろな手続の中には既にいただいております。そういう点で、UNHCRは非常に大事な

機関と思つております。今後も我々としてさらに研究すべき点があれば、これは引き続き我々としての検討課題として考へてまいりたいと思ひます。

○久保田真苗君 じゃ、一言だけ。

違う人がやっています、あるいは違う部署がやっています、これは何にも制度上あらわれていないんですよ。だから、全く同じところがやっていると見られても仕方がないんです。もつと目に見えるような形で初審、再審、それが客観的に非常に公正な立場にあるといふことを制度上はつきりした方がいいと思ふんですね。これから難民問題はますます重要になってくるというときに、やっぱり私は外国の人から日本の制度はちょっとおかしいと言われない方がいいと思ふんです。ですから、それは目に見えない形で違つて責任者が担当しているんだということがはっきりするようにぜひお願いいたします。

○中西一郎君 約三十分時間をいただいておりますが、法律と事実というものの関係がうまく適合しておる必要があると思ふんですが、そんなことを念頭に置きながら、幾つか問題提起でもあり、また疑問を陳列してみたいと思ふんです。

一つは当法務委員会、いろいろ議論がこれから行われるでしょうが、現在、拘禁二法を提案されておるんですね。数年かかってまだらちが明かないという現状のままで、八十年前の、もつと前ですか、明治四十一年制定の法律が生きています。それで実態に合っていない。そこで私法務委員ではあるんですけども、見ていますと片方に権力側というのがある、片方に非権力側というのがある、何か相当距離がありましてお互いに合つておらず、言いたいことはお互いに言っているんですけども、歩み寄りというのがなかなかできない。衆議院は自民党多数なんだらうから何か場合によつてはすつと通つてくるのかと思ひますけれども、こつちへ来るとねじれているんですね。そこで、現行法のま

です。と後までいいいんだらうか。  
具体的に申し上げますが、看守さんがつかないで外へ出ていって勤務ができるとか外泊ができるとか新しいことも入っているらしい。そのほか書籍の問題、新聞の問題、宗教上の礼拝ですか、面会とか手紙の問題、いろんな面で改善点が考えられている。人権擁護ということで大分そっちの方へ近づいている。

ところが、片っ方は、具体的に言うとおかしいんですが、日弁連、これ新聞に出ていますから申し上げるんですけれども、何かこういうことが書いてあるんですね。これから十年以内に警察留置場を被拘留者を収容する施設に代用する制度、代用監獄ですか、これをやめてしまえ、こういう話です。今ある小菅なら小菅をどうするんですし、か、もともと東京の真ん中へ持っていくというのかもしません。それから、このところがまた疑問なんです、刑事訴訟法の十日とか二十日とかいう期限がございすね。これもどうするのかわかりませんが、今の警察の拘留所を使わないで刑事施設に入れてしまつて、そこへ検事さんが通うんではないかね。時間もかかるし、十日や二十日ではちがひかない。三月も四月もおつてもらう。おる方にしますと、片っ方は十日、二十日で済んだのが、今度は三月、四月かかっちゃうというふうなことになるか。一体どっちがいいんだという問題もあります。

そういうことを考えますと、両方に対峙しているんでなしに、中にだれが入るのかわかりません。きょうは私自民党の政審会長にもこのことをちょっと相談してきたんですが、各党一緒になつてもいいんですけれども、仲介役といえますか、だれかが中に入って、もう八十年もたっているんで、すから、ほほどのところで決着をつけるというふうな努力を、これはだれがするかということになる。とまた難しいんですけれども、だれかがしないといふままにいつかやうと思つておつた。これは法律新聞ですけれども、日弁連でおつ

やっていることが数項目書いてあります、一々申し上げませんが。このことは確かに政府側の案では触れていない点が大分あるんですが、十年なんと言わないで、例えば五年以内にできるだけ歩み寄つて何とかしようというふうな附帯決議をつくらうと、両方とも誠意を持って努力するとか。

今までこれ何年かあったんですか、八年か何年かかかっているんですけれども、こういうことではないことを我々が考える義務があると思つて、すけれども、政府としてはどういう感触で現在おられるんでしょ。か。いつごろになるのかどうかかわかりませんが、どうなんですか。

○政府委員(今岡一審判) この刑事施設法案は、最初に国会に提出させていただきましたが、たしか昭和五十七年でございます。今度三度目の提出をさせていただいたことになるわけなんです。何しろ今御指摘いただきましたように、現行監獄法は八十数年も前の法律でございます。物の考え方といふんです。基本にある考え方は、現在のようない人権思想というふうなものが実はまだ入っておりません。そしてまた、やはり監獄は閉鎖して社会から隔離しておくべきだというふうな基本的な考え方がございすから、外部との面会とか手紙のやりとりといったような問題についても、これは所長の裁量でいろいろやるというふうな法制になつていられるわけでございます。

基本がそういう状況でございますから、現在の状態においては非常に古くてたえ切れないということ、刑事施設法案の成立を私どもは願つていられるわけでございますが、やはりこれに對していろいろ日弁連あるいは野党の方からは反對の御意見が出ております。代用監獄問題がその中心でございますけれども、そのほかにも弁護人と中の被収容者との接見交通の問題でございますとかいろいろございす。また最近では、日弁連の方では国際標準等との関係で見てもかなり問題があるというふうな主張もなされております。しかし、これまでの経緯を見ますと、反對される最大

の問題は何かといふは代用監獄の問題ではないか。要するに、今も委員御指摘のありましたように、代用監獄の全廃ということを主張しておられるわけでございます。

他方、私どもは法制審議会の答申を受けて、この法案を立案しているわけでありまして、法制審議会におきましては、この代用監獄問題については大変熱心に、しかもこれは弁護士会の代表の委員も加わった形で御審議いただきまして、廃止すべきかどうか、どういう形で運用するかという点について御審議がありました。その結果、制度的な改善を加えて存続させる、しかしやはり代用監獄を利用するという運用は漸次減少していくのだからというふうな、いわゆる漸減条項、こういうものも出されて答申をいただいたわけでございます。

私どもはそういう方針に沿つて法案を出しているところでございます。それから、ぜひひとつ法制審議会でも十分現実的な問題、法律的な問題も検討されたいと出された結論の線に沿つて御理解を得たいというふうなことを考えております。

○中西一朗君 十五時十一分までといひますので、次の問題に入りますけれども、この問題は、私法務委員を当分やらせていただければ、時間なで、時々また具体的な問題も踏まえて時間をおいていただきたいと思います。きょうはこの程度にいたしたいと思ひます。

それから次は、これは法務行政と直接関係があるとは幾ら私が心臓強くても言えないんですけれども、一番初め法律と事実との関係と申し上げましたが、結論からいいますと、ペレストロイカとかベルリンの壁の崩壊とかいろいろある。自由と民主主義の勝利だ、こう言われていますが、むしろそういうような点で間違ひではなかったかと言えましよう。ただ、私に言わせていただければ、人間というのは私も含めて余り利口じゃない、皆さん利口かも知れぬが。

そこで、今考へていることは環境の問題なんですけれども、二千年前からいひましようか、ギリシヤ以来というローマ法といひますか、人間

と人間あるいは人格と人格、国と国、そういういかかわり合いについての法律というものはあるわけ。ところが、今この現時点でいふんな世界、地球を考へてみますと、自然と人間とのかわりというものが法律の体系に入つてきていいんではないかという感じがするんです。

というのは、人と人とかかわり合いはもう大事である。あえて憲法で言ひますと、前文に「日本国民は、恒久の平和を企望し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのである。平和を愛する」云々と書いてある。人間相互の関係をこれからの人間社会というのはいくまぐ運営される、成り立つていくものなんだろうか。自然を破壊しながら人間だけうまいくといふことはあり得ない。

そういう意味で、環境といひますかエコロジーといふものを憲法の中で位置づけて、この位置づけ方も難しいでしょう、擬人的に人格権を認めるというわけにもいかぬという説もあるかも知れません。あるいは認めるという説もあるかも知れません。しかし、少なくとも自然というものを尊重しろとか、ともに生きていこうというのを自覚しろとか、考え方はいろいろあると思ひます。そういうことで、これは日本の憲法だけじゃないんですけれども、少なくとも我が国から何か言い出して、各国がそういうことを念頭に置いて国政を動かして、環境サミットなんか何回もやっていますけれども、何かやっぱり経済は経済で走つていって汚染物質はどんどんふえて環境が悪くなつて、片一方環境対策だ調査しろ、そして科学的な何か知見を積みだんというのなきんことを言つていられるんですけれども、それで間に合ふんだったらかというふうなことが気にかかるわけでございます。

そういう意味で、これは法務大臣に聞くのも、国務大臣でもおられるんですけど、ちょっとおかしいしという感じはするんですが、そういうこととがこれから問題になるような時代になつてきていふんではないかという予感がするんですけれども

も、そういう予感は大変な問題ではないか。

○國務大臣(左藤喜一郎) 大変な問題ではないか。今お話を聞きましたけれども、これは私の所管する問題ではないかと思ひますが、御意見は御意見として承つておきたいと思ひます。何かそういう問題について時代の變遷というふうなものについては真剣に考へていかなければならぬ問題は含んでいゝるというふうな感じがいたしますけれども、それをどういふふうにかから取り扱つていいの、ちよつと今私の方から何か申し上げるような準備がございません。

○中西一朗君 これは先ほど申し上げましたが、参議院の自民党の政審にはこういうことをおしやべりすると言つてあるんですけれども、いつて自民党を代表してやつていいよというお許しはいただけていません。全く私の個人的なあれです。しかし、これは子供たちとかあるいは大勢の女性の方々、母の準備軍ですよ、そういう方たちは何か今の世の中はちよつと狂つていゝるんじゃないかというふうな思つておる氣配がある。そういうことも我々視野に入れる必要があるんじゃないかというのを考へまして、あえて貴重な時間をいただいたのでございます。これはそう繰り返して法務委員会で行うわけにいかぬと思ひますけれども、また機会がありましたら、お許しただければ少し具体的に申し上げることもあらうかと思ひます。

その次は、これまたいささかつびなんですけれども、きょうは農林水産省から官房企画室長に来てもらつてゐるんですが、十一分まであなたにこつちへ座つてもらわなさいかぬのです。

これも初めに法律と事実との關係と申し上げましたが、今の食糧法もおかしいといへばおかしいし、農業基本法もおかしいといへばおかしい。今環境と申し上げましたが、アメリカでもヨーロッパでも環境保全型農業を確立しようという非常に大きな流れがあるんですよ。そのことがアメリカでも起つておるんですけれども、アメリカの九〇年農業法が去年十二月成立しました。これの報

道がありました。ありましたけれども、アメリカの報道というのは大体米買米買えという話でして、アメリカの中でそういった環境保全型農業についての新しい立法が行われた。化学肥料を使うのをやめていゝるか、農業を使うのをやめていゝるかとか、地下水をもつときれいにしようとか、畜産のえさまで汚染された水は入れちゃいけないとか、あるいはトウモロコシが汚染されておればそれをえさにした畜産物には有機農産物のラベルは張らせないと、非常に厳しいものができていゝるんです。そういう情報は日本へ来ません。したがつて、日本のマスコミもそういうことを言わな

いんですけれども、そこに我々が今持つておる法体系と事実の間に物すごいギャップがある。私、今官房企画室長と申し上げたんだけれども、何か呼び捨ててみたいで恐縮なんです。三十年前に私あのいすに座つてゐたので、きょうは日出君に来てもらつて、その辺、余り時間がな

いけれども、現在どういふふうにお考えなのかというのを聞かせていただければありがたいんです。なお、それに関連して、世界の食糧事情というのか、人口問題というんですかね、今五十三億人いますけれども、非常に簡単に言ひます。みんながアメリカ人並みに食べると十一億人しか養へないといふんです。計算上。みんなが日本人並みに食べると三十六億人だといふんです。我々ちよつと食べ過ぎなんです。インド人並み、これは飢えすれすれの人がいゝますから、インド人並みだと七十八億人が養へるんだそうです。他方、耕地面積は余りふえてゐません。むしろ減つてゐます。そこへ異常気象があるでしょう。カリフォルニアは干ばつです。これももう常態的ですよ。そういうことを考へると、食べ物外国にあるんだといゝても買へるんだといふふうな思ひやせられておる日本といふのは一体どういふことなんだといゝる疑問があるんですね。そういうことも含めてお

○説明員(日出英輔君) 先生の方から大変格調の高いお話を私何ったわけでございますが、先生のお話にもございゝますように、アメリカにあるいはヨーロッパで農業に対する物の考え方が大変大きく流れが変わつてきておるといふ実感を感じたし

ます。お話がありましたように、生産性が高いという農業だけを追い求めるのではなくて、むしろ環境に合つたような環境保全型ともいひます。そういう農業が非常に大事だといふような、そういう流れがはつきりしてきてゐるといふのは、先生先ほどお話しになりましたアメリカの九〇年農業法でも出ておるんですし、ECでも近年そういう議論をされてゐること、私もよく承知をしてゐるわけ

でございます。アメリカあるいはECで地下水汚染でありますとか、土壌の流亡でありますとか、こういうものが健康被害とも関連されて今問題になっておるんですが、日本では欧米と違ひまして、例えば雨が多いいつたやうなことがあつたり、あるいは水田農業が中心といふことで、こういった農業に伴ひます地下水汚染のような問題は今のところ出ておるんですが、大変氣をつけていゝかなきゃいかぬ問題だと思つておるわけござい

ます。さはさりながら、今お話のやうな世界的に環境の保全を重視した農業といふことが言われ始めておるんです。私どもの方も一般的にはそういう問題がなかなか出ない農業の形態になつてゐるとは思ひますけれども、具体的にやはり肥料をや

り過ぎないとか農業を投入し過ぎないとか、こういうやうな世界で環境保全といふことを重視した事業も実は平成二年度から既に行つてゐるところでございます。こういう問題は具体的に作物ごと、地域ごといろいろな実証し、いろいろやつて

いゝまゝと、言葉だけでの環境保全型農業といゝうわけにもいゝまゝと、さらに今後とも具体的に技術の開発でありますとか、現地での実証といゝつたやうなことを通じまして、我が国の氣候、風土に合つたやうなそういう環境と調和した農業の展開といふことを図つてまいりたいと思つてお

ります。

残念なことに、こゝに九〇年農業法の流れその他が、今のガット・ウルグアイ・ラウンド關係でいゝますと、生産性が高い、あるいは価格が安いといふことだけで一般に言われてゐるやうに思ひますけれども、他方、国民の各層でこゝに思ひますけれども、環境問題を非常に重視したことに ついては、私も一つ、御支援と思ひまして、今後の農業政策のあり方についてこれを反映していきたいといふふうにか考へてゐる次第でございます。

○中西一朗君 諸先生方にはなせ中西はこんなことを言ふんだらうかという御疑問がまだお残りかと思ひます。といふことは、環境と申し上げましたが、日本の環境庁に対しては私何年か前からこの問題指摘してゐるんですけれども、環境庁はなかなか食べ物と環境といふふうには結びつけてくれないんですよ。非常に簡単に申し上げますと、ポストハーベストといふ言ひがありますが、収穫後に農薬といふことで、それはばい菌がばい菌で、それで日本に來るまでにカビが生えない、病氣が出ない、虫が出ないといふふうな処理して、それで我々の口に入つてゐるわけなんです。幾つかの実験がありま

すけれども、向こうの小麦粉にコクゾウムシを落としますと、コクゾウムシは大体三日ぐらゐで死にます。蒙州産でも同じです。ところが、これまたガットで安い方がいいと言ふんだな、それとか貿易自由化がいいと言ふんでしようか、そういう柱がありまして、そういうたポイズンの残留基準といふのは低い方がいいといゝるので、アメリカは物すごい圧力を今かけてゐるんです。アメリカの環境団体の中でも反対するのがあります。我々も反対してゐるんですが、何人かで、それで敷居を高くしますと、今度は非關稅障壁だと言つてまた怒るわけですよ。向こうに怒られると何か日本といふのはぐにやんとするのよ。これは何も食べ物だけじゃないんで、その辺が何といひますか、よく探つてみれば、アメリカ

はそういうふうに出てきまされども、例えばこの間の幕張の件でも、アメリカの米作農民に対する侮辱であると言つて向こうは怒りましたね。ところが、向こうの米作農民は何も日本に米を買つてくれなんて言つてないんです。言っているのは精米業者です。輸出業者です。それはストロクの値が上がるだろうし、いいんでしょけれども。ところが、本間に日本が米買ひなんて言いますと、恐らく世界じゅうの米の値段が上がりますからね。途上国の人、貧しい人は大体米を食つています。米の値段が上がったのはだれだ、日本人だ、こうなりませんか、うっかり乗れない。ところが、それにまた日本人の何人か乗せられているわけですよ。情報不足ですね、これ。

そういう意味で、これでやめますが、要するに、法というものは事実をしっかりと踏まえてやらないと宙に浮いてしまう。そこで最後に、前に戻りますが、拘禁二法もいろいろと似たような観点で我々力を合わせて、何とかいいますか、お互いにすり合わせをしていくべき段階がそう遠くないんじゃないかということをお願い上げて、私の質問を終わります。

○中野鉄造君 初めに、入国管理局出張所の統廃合について五ヶ所ほど私懸念と不安がございますのでお尋ねいたしますが、私の地元の福岡入管の唐津出張所あるいは伊万里出張所の統廃合は、これはもう既に決定事項である、こう聞いておりますけれども、本来出入国する船舶の乗員、乗客については、入国審査官が乗船をして、臨船等をして出入国手続を行うわけですが、出張所が廃止になった場合は、二十四時間前までとされている入港通報を受けた後、福岡あるいは佐世保まで出張してくるということになりました。従来は常駐していたため、迅速な対応をお願いすることができたわけですが、そういうような入港通報がなくなった場合や、あるいは予定どおり船が入港できないようなケースでの対応が非常に危惧される、こういうことも出てくるわけですね。それとまた、残留手続を他県にまで出向いていかなくちゃいけ

ない、こういうことがありますね。特に伊万里には大きな造船所がありますけれども、ここでは外国船の建造に当たっては、発注者からの検査官が七カ月から八カ月間滞在する。また、受け渡しの際には乗組員の二十数名が出入国することになるわけですが、これらの人たちの残留申請の変更等に支障が出てくることは、これは避けられないと思うんです。

また同時に、地場産業や貿易港としての振興を図る上からもいろいろの影響が出てくるのではないかと思います。

また三つ目には、御承知のように、あの付近は非常に中国あるいは北朝鮮、韓国、そういったところからの密航だとか、あるいは先ほどからお話に出ておりましたようなボートビブルというように人たちの懸念もあるわけですが、そういうような密航監視が不十分になるんじゃないか。

また四番目には外航船の第一寄港地としての条件がこれは極めて悪くなつていくんじゃないか。そういうようなことで、要するに国際化に向けて地方の入管出張所の統廃合というものが時代の逆行になるのではないかな、そしてさらに地元産業振興から見てもこれは非常に影響が大きいんじゃないかな、こう思うんですけれども、こゝらについて大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○政府委員(股野景親君) ただいま委員から福岡入国管理局の唐津港及び伊万里港にありますが、それらの出張所の統廃合問題についての御指摘を賜りました。

まず最初に申し上げたいと存じますが、この二つの出張所の統廃合問題について、当局といたしましてはまだ結論は出ておりません。したがって、何らかの方針を決定したという事実はまだないわけでございます。これは実は私も大変頭の痛い問題でございます。と申しますのは、平成元年一月二十四日に行われました行政改革の実施方針に関する閣議決定におきまして、「地方入国管理局の出張所について、平成五年度末までに十五箇所を整理統合する」、こうされておる次第でございます。まして、法務省入国管理局としても閣議決定を見た政府の方針でもございますので、これはどうしても達成する必要があると思います。しかしながら、その達成に当たりましては、当然のことながら各出張所の業務量の推移、あるいは地元におけるいろいろな御事情、そしてまたそのほか仮に統廃合した場合に行政サービスという点で御不自由をおかけしないようなことがきちんとはかど措置ができるかどうか等、多角的に研究しなきゃならぬと考えております。

実態を率直に申し上げますと、確かに福岡の入国管理局の唐津港出張所と伊万里港出張所につきましては、全国にありまして海港出張所の中で業務量という点からいって低い方にあるというところは事実でございます。しかし他方、ただいま委員御指摘のように、それぞれの土地にそれぞれの御事情があり、そしてまた今後のことについても展望していかなくちゃならぬという点もあろうかと思ひます。現在の我々の立場は、十五の出張所につきまして平成五年度末までに整理統合しなきゃならぬという課題のもとで考えますと、確かに唐津港ないし伊万里港のうちのどちらか一つは整理統合の候補にするというのを考えてみるというところが一つ現状ではあるわけではございますが、しかし結論を出しているわけではございませんで、今後なおたまたま委員が御指摘になられましたいろいろな要素というものが十分踏まえ、また今後の業務量の推移や展望といったものも十分考えているところは慎重に検討していくべきもの、こう考えているところでございまして、地元側とも十分に御相談をさせていただきたいと考えております。

○中野鉄造君 次に、少年事件の刑事補償について先ほど同僚議員からいろいろと質問がありましたが、私はこれはもう大きく省略いたしますが、ただ一つだけお尋ねいたします。

先ほどの答弁では、被疑者補償規程の適用もできかねるし、また類推適用もできない、こういう

ような答弁があつておりましたけれども、そうなりますと、これは全く救済そのものが否定されるわけですね。

そこでお尋ねしますが、この被疑者補償規程という大臣訓令を立法化するための検討はなされたことがあるのか、また、したことがないということであれば、その理由は何かなのか、その辺をお尋ねいたします。

○政府委員(井嶋一友君) 被疑者補償規程は、先ほど御説明いたしましたように、大臣訓令として三十二年に制定されたわけではございますが、これはもちろん根拠をいたしましては憲法四十条の趣旨を檢察官の不起訴処分を活用しようということとございまして、そういう経緯からできたものでございます。

今委員御座の立法化というのは、恐らくお考えになっておりますことは、まず立法化をすることによって補償の請求権を認めようということ、それから、どういった機関に裁定をさせるかということについては、裁定についての不服申し立てといったようなことをきちんと整備しろ、そういったような御趣旨での立法化という御指摘なのかと思ひわけでございますけれども、もしそういう御趣旨であるとするならば、この被疑者補償規程の制定いたしました経緯あるいは現在の目的といったものから考えまして、立法化は非常に難しいのかないかというふうに考えるところでございます。つまり、請求権化ということと認めますといたしますと、私どもの被疑者補償規程では、罪とならないあるいは嫌疑なしといったような、つまりそういう事例に補償を適用するということを言つておるわけでありまして、立法化して請求権化したとしますと、いわゆる起訴猶予のような不起訴処分に対しても、事実がないとかあるとかいうような立論で請求をしていくといったような問題がまず起こるだらうと思ひます。これは本来の憲法四十条の趣旨からいってもおかしいのかなという感じがいたします。

それから、どのような機関に裁定をしてもらうかということにつきましては、恐らく検察官あるいは別の上級の検察庁といったようなことがその裁定機関になるのかもしれないけれども、それはそれといたしまして、不服手続といったようなものを立法化することによって定めるといたしますと、結局は最終的には裁判所の司法判断ということになっていくだろう。そういうことになりますと、不起訴処分というのが、先ほど申しておりますように、刑事訴訟法にある我が国独特の極めてユニークな制度であるこの起訴便宜主義といったものが、結局その中身において最終的に司法判断の対象となるという結果になるだろう。それもこの刑事精神からいってもおかしいのではないかと。いったんこのことをあれこれ考えますと、やはり先ほど御説明いたしましたように、これは検察官の起訴便宜主義というものをある意味ではチェックするという機能として、そういう罪とならないのに勾留をしたといったような事実がはつきりした場合には、検察官が検察官の義務としておやりなさいという大臣の訓令という形で制定しておく方が刑事訴訟法の検察官の起訴便宜主義を認めている精神にマッチするんじゃないかというふうなふうに思われまして、そういう趣旨で、せつかくの御提案でありますけれども、今直ちに立法化ということについては消極的なお答えをせざるを得ないということでございます。

○中野鉄造君 それでは、この件につきまして、今後少年法のいろいろな改正の時点で御検討をいただきたいと切に要望するわけです。

次に、刑法上の有責性を欠く理由で無罪判決を受けた者と刑事補償法についてお尋ねしますけれども、最近過去十年くらいの実績で、刑事補償のその実例と金額をお示しいただきたいと思ひます。

○政府委員(井嶋一友君) 被疑者補償規程の補償金の予算額、執行額という観点から御説明いたします。

昭和五十五年以来同額でございますが、予算額

はこれは検察庁、検察費に入っておるわけでございますけれども、予算額は八十七万三千円でございまして、執行額でありますが、六十年が十八万五千九百円、六十一年が二十万八千六百円、六十二年度が十八万八千六百円、六十三年度が二十三万一千六百円、平成元年度が二十七万七千五百円となっております。以下は不用額となっておりますわけでございまして、いずれにいたしましても、この金額は国会に決算として報告いたしております。

○中野鉄造君 私の調査したところによりますと、例えば心神喪失で無罪の者に対する刑事補償決定事例として、六十一年から平成二年までが一千百六十二万二千円、こうなっておりますが、間違ひございませんか。

○政府委員(井嶋一友君) 今御質問を取り違えました。御質問は刑事補償の方の関係だと思ひますので、裁判所が御答えになるべきことだと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(山田博君) 裁判所の刑事補償金関係の予算でございますが、私も承知しております。平成三年度の刑事補償金の予算額でございますけれども、おおむね一億一千八百萬、こういうことになっております。一億一千八百三十四萬余りでございまして。

○中野鉄造君 そこで、このことについては先ほどの少年法とはまた全く違った逆のことになりましたけれども、例えば過般新宿でバスにガソリンぶっかけて、そして火をつけて大勢の人にけがをさせたりあるいは死亡者を出したというような事件がありました。また他方、あれは四国だったですが、隣家に忍び込んで女性を強姦した上で女性を殺した。そして、そういうような人が心神喪失、このバスの場合もそうでございけれども、心神喪失という理由で無罪になった。これらの人が無罪判決を理由に刑事補償法に基づいて刑事補償請求をした場合、現行法のもとではこれを認めて相当の金額の刑事補償をしなくちゃいけない、こういうことになっております。しかしながら、これらの人たちは放火をして人を殺したとかあるいは強姦をし

て人を殺したといったような、そういう事実についてはこれは間違ひないわけなんです。事実あったわけなんです。いわば構成要件該当の違法な事実がこれは存在しているわけでして、無実ではないわけなんです。言うなればこれは無実じゃなく有実なんです。

ところで、憲法四十条は、先ほどから言われておりますように、「何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を要求することができ」と、こういうように規定してあります。そして、この規定を受けて刑事補償法一条は、無罪の裁判を受けた者は国に対して刑事補償請求ができる、こう規定してある。憲法四十条の趣旨は、一言で言えば、無実であるにもかかわらず拘禁されていたけれども、疑いが晴れて無罪になった人に対しては國家補償をしなくちゃいけない。これは当然です。そういう趣旨であって、刑法理論では構成要件該当あるいは違法、有責、それによって犯罪成立要件がきまるわけでございけれども、その一つである有責を欠くから、いわゆる心神喪失者であるといったようなそういう有責というものを欠くから、たとえ放火殺人、強姦殺人であつてもこれは無罪であり、無罪であるからには憲法は刑事補償をしなくちゃいけない、そういうことを要求しているのは私は私にはずだと思ふんです。言いかえれば、憲法四十条というのは、無実の人に対する刑事補償であつて、有実の人に対する刑事補償までも要求しているのではないのじゃないかと私は思ふんですが、これはどういふふうな理解されますか。

○政府委員(井嶋一友君) 今委員が御指摘になりましたような凶悪な事件が客観的に存在するににかかわらず、心神喪失といったような理由で、責任能力がないということで無罪になるといったような場合に、身体拘禁に対して補償しなきゃならぬといふのは、委員御指摘のように、確かに常識と申しますか、そういうことも合致しないといふ感じをお持ちになるのは十分私も理解ができると

ところでございまして。しかしながら、憲法四十条のこれは解釈論になるかもしれないけれども、「無罪の裁判」と書いております「無罪」というのは、委員がおっしゃるように、有責性と申しますか、そういうものの欠ける場合は含まないといふふうな読み方だと思ひますけれども、そのような限定をもつて書いてあるといふふうには解釈をされておられないのが通例であらうと思ひます。つまり、犯罪の成立は構成要件該当、違法、有責というまさに御指摘のとおりなものでございまして、その三つは同じレベルで刑法理論としては評価されておるわけでございまして、その一つが欠ければやはり罪にならない。そうすると、刑事訴訟法では無罪という裁判になる。こういうのが現在の刑事訴訟法の規定と刑法理論でございまして、憲法四十条の書いております「無罪」というのはそういう意味での無罪であるといふふうな理解をされておりますので、結局結論的には、今のようには有責性について欠けておるといふことで無罪になるケースであつても、四十条における評価ではやはりその他の無罪と同じであるといふことで補償の対象になるんだといふふうな考えられてきておりますし、今までのように實務は運用されてきておるわけでござい

○中野鉄造君 しかし、それは憲法の解釈ということになりまして、法律レベルの理論であつて、憲法レベルでの理論ではないのではないか、私はこう思ふわけです。もしも今おっしゃった三つの事項が憲法レベルの犯罪要件であるならば、刑事訴訟法二十八条が有責性を欠いても犯罪成立を前提としている法律を予定していること、つまり、これは具体的に言えは塩だとかたばこ専売法、あれを申し上げているわけですから、その予定されている法律の条文は憲法違反になるのかどうかという疑問がまたわいてくるわけですから、そこをどうでしようか。

○政府委員(井嶋一友君) 委員御指摘のとおり、刑事訴訟法二十八条に有責性がなくても犯罪があ

という事件を予定した規定がございますので、おっしゃるようなことが考えられるわけでございます。ただ、これが憲法に違反している規定であるというふうには従来理解されておりましたので、合憲の規定であるというふうには思っておりません。でございますけれども、つまり憲法レベルでは、確かに御指摘のとおり、犯罪の成立といったものにつきましては一切要件の制限も要件の規定もしてございせんので、その辺はすべて法律レベルにゆだねております。我が国の法律では、犯罪といふのはまず刑法が基本にございまして、その他たくさん特別法がございまして、結局それらについて刑法の総則規定が適用されるという形で規定をされておるわけでございまして、法律レベルでは構成要件該当、違法、有責ということが必要だというふうになっておるわけでございまして、したがって、刑法二十八条の例がございまして、憲法としてはその点については何ら触れるところなく考えておるというふうに理解をせざるを得ないだろうと思っております。

○中野鉄造君 結論から言えば、あなたが違憲ではないと。そうしますと、刑事訴訟法、先ほど申しました塩田とかたばこの専売法の中にも予定しているように、有責性を欠いても犯罪が成立するものとして刑罰を科することは、これは当然可能であるわけですが、今ここで端的に申し上げたいのは、憲法四十条の無罪の解釈は憲法自身の立法趣旨から理解すべきであって、法律レベルあるいは刑法レベルの理論でもって上位規範である憲法を解釈すべきじゃないのか。わかりやすく言えば、つまり下から上へ逆算的にこれを解釈するのはちょっとおかしいのじゃないか、私はこの思ひです。憲法四十条の無罪の解釈というのは無実による無罪であって、有罪だけれども無罪、実刑犯罪を犯している、犯罪行為である、だけれども無罪というときは、これは法律レベルはとにかくとしても憲法レベルでは予定していないのじゃないか、こう思うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(井嶋一友君) 委員の御指摘になることはよくわかるのでございますけれども、憲法四十条の解釈論といたしまして、少なくとも無罪に、つまり下位の法律である刑法及び刑事訴訟法の規定によって無罪になるものを無罪に無罪の裁判という形で書いておるのだというふうな解釈が私は一般かと思うわけでございまして、御説は御説といたしまして、私も今申しましたような解釈により実務を突いて刑事補償の裁判例もすべてそのような形で今まで運用されておるということをもう一度申し上げたいと思っております。

○中野鉄造君 そうしますと、現行の刑事補償法三条では、無罪判決があつてもなおかつ刑事補償をしないことができる旨をこれは規定しておりますね。この規定はじゃ合憲なのか違憲なのか、こういうことになってくるのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(井嶋一友君) 今御指摘の刑事補償法の三条「補償をしないことができる場合」という規定がございまして、ここにございまして、左の場合には、裁判所の健全な裁量により、補償の一部又は全部をしないことができる。

一 本人が、捜査又は審判を誤らせる目的で、虚偽の自白をし、又は他の有罪の証拠を偽造することにより、起訴、未決の拘留若しくは拘禁又は有罪の裁判を受けるに至つたものと認められる場合

というのがございまして、つまり、みずからの責任において虚偽の自白をしたとかといったことでそういったことが起こつた場合ということでございますが、これはもちろん憲法四十条には触れないというふうに理解をいたしております。つまり、憲法四十条といえども、結局権利の乱用にわたるようなことは補償すべきでないというのが、これは憲法の恐らく公平の理念からくる理屈だと思ひますが、そういったことで、わざと虚偽の自白をして捕まるようなものとか、証拠をつくるようなこととかといったようなものは、ここに書いております。そうしたもののはすべて権利の乱用だといふ

うに理解をいたしまして、これには補償しないことができるという規定を置いたわけでございまして、これはそういった意味で憲法四十条に触れるものではない、このように理解をいたしております。

○中野鉄造君 ですから、私はこの三条の、無罪判決があつてもなおかつ刑事補償をしないことができる旨の規定のところに、刑法三十九条から四十一条までに規定する理由で無罪になつた場合と、こういう一項目の内容を追加することだつてこれは可能じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(井嶋一友君) 先ほど来申し上げましたとおり、四十条の無罪の裁判の無罪の意味は、限定を置かないものだというのが正しい解釈であるとすれば、今委員がおっしゃつたように、責任阻却、責任能力がないからというもので無罪になつた場合を除く規定をこの刑事補償法に置くことが憲法四十条との関係でどうなるのかという問題になるだろうと思ひます。今も憲法四十条の解釈として、限定がされないんだということが是認されれば、補償法にそういう規定を書きますと、それはやはり憲法の趣旨に反する規定だといふふうになるのではないかと今私どもは思ひます。

実はこの点につきましては、委員も御承知かと思ひますけれども経緯がございまして、昭和二十五年に刑事補償法ができた時の戦前からの旧刑事補償法には、委員御指摘のとおり四条で、「無罪」「言渡り受ケタル者」「付左ノ事由アルトキハ補償ヲ為サズ」という規定がございまして、そのうちの一つに、「刑法第三十九条乃至第四十一条ニ規定スル事由ニ因リ無罪又ハ免訴ノ言渡アリタルトキ」というのがございまして、この規定が結局二十五年に現行の刑事補償法ができた際に削除されておるわけでございまして、その意味合いというのは、やはり憲法四十条という新しい刑事補償の規定が憲法上の権利として創設されたといふことと絡めて、やはりこの無罪の裁判と

いう意味合いはこういった責任無能力の場合をも含めて補償する趣旨だといふ解釈のもとに旧法の規定を除外したのではないかと、このように私もは解釈をしておりますことを付言させていただきます。

○中野鉄造君 いわゆる刑罰を科するかどうか、それと刑事補償をすることが適切かどうか、この二つは別個の観点から判断することが可能であります。つまり、心神喪失者に対しては、刑罰を科しても自己の行為の善悪がわからない人たちですから、更生の意義もこれは生じないわけですし、だからこそ刑法も三十九条一項で「心神喪失者ノ行為ハ之ヲ罰セス」と、こうなつておるわけですし、この「罰セス」ということは無実で罰せずというのと違つたものであつて、有罪だけれども罰しない、その効果が全然ないので罰しないということだと思ひます。したがつて、例えば先ほど例を挙げました放火殺人者だとか強姦殺人者だとか、そういう人たちは判決後精神病院に入院させられることになるのでしょうけれども、これに対して刑事補償は国民の税金をもつて補償するものであつて、それゆゑに無罪判決、この無罪判決といふことがちよつときよこの審議にはなじまないかもしれないけれども、無罪という言葉は、一般国民の感覚からとらえるならば、何も悪いことをしていないから無罪、無実だから無罪という印象がどうしても強いわけなんです。放火、殺人とかそういったようなことは、無罪という用語はこれは本当は不適切じゃないかと思ひます。刑法上の用語として忠実にこれを罰せずという判決にすべきであると思ひますけれども、きょうはあえてこのことには触れませんが、いずれにしても、この無罪判決のあつた心神喪失者に対して国民の税金をもつて刑事補償をすることが果たして絶対に必要か、あるいは国民の税金をもつて刑事補償をしなければ不適切なのかという観点から私は判断すべきじゃないかと思ひます。こういうような観点から見て、無罪となつた理由が

心神喪失者であることによる場合とかそういう場合には刑事補償をしないことができるというようにすべきじゃないかと思うんです。

私はもう時間がないから、最後に大臣にお尋ねしますけれども、私も公明党では、参議院において昭和五十一年の五月十五日に刑事補償法の一部を改正する法律案を国会に提出しております。その法案の内容は、今申し上げた刑法三十九条から四十一条までの理由で無罪判決を受けた者に対して刑事補償までも憲法が強制するものではないとの理由に基づくものでありますけれども、これらの者の刑事補償除外可能規定のこれは追加でありますけれども、こういったようなことを含めて、先ほど冒頭お尋ねいたしました少年法、これはちょっと足らざるもの、今聞いている刑事訴訟法のこれは過ぎたるものと、こういったように言えるんじゃないかと思うんですけれども、少年事件と刑事補償法の問題という、心神喪失等を事由とする無罪判決を受けた者と刑事補償の問題という、いずれもこれは刑事補償法の見直しの時期にきているのではないかと思いますけれども、大臣、最後に所見をお尋ねいたします。

○国務大臣(左藤憲吉) 二つの問題をお話してございましてけれども、今の責任無能力を理由に無罪となつた者に対しては憲法上の補償の義務、これはやはり憲法で私は補償の義務があるものと、このように思いますので、そのためにこの補償の対象から除外する刑事補償法を改正しろ、こういうことについては非常に困難な問題があるのではないかと、私はこのように思います。確かに国民的な感情の問題から見て、また被害者の立場から見ますと、そういうことについての問題はあります。うふうには私は思いますけれども、ただ、現行の刑事補償法を改正するという点については非常に困難ではないか、このように考えます。

少年の保護事件の問題につきましては、刑事補償を認めるべきか否かにつきましては、先ほど御指摘がありました最高裁の決定のときの少数意見ですか、補足意見といえますか、その方の御指摘

もありますので、そういったものを十分参考にして今後とも検討していくべきものであらう、このように考えるところでございます。

○中野鉄造君 最後に一言。  
大臣、この刑事補償法の改正については非常に困難であるというお答えでございましたけれども、確かに困難であることは間違いないでしよう。現行では憲法には違反してはいない。しかし、今も大臣がおっしゃったように、国民側から見れば非常にこれは解せない点が多々ありますし、また被害者の身から考えても、被害者であるにもかかわらず、国民の税金をもつてそういう人たちの補償までしなくちゃいかぬ、なぜだと、当然これは非常に疑問がわいてくるわけですから、今申ししますように、困難であるとは思いますが、これは今後やはり見直す時期にきているんじゃないかと思うんですが、その点はどうでしょう。

○国務大臣(左藤憲吉) 憲法の解釈の問題とかいうことにもなりまして、ただ、解釈でそれが全部か、これが非常に難しい問題だと、このように私は思います。なお、今お話がありました、どういうふうにしたらこの問題が補償の対象から外すことができるのか、困難でありまして検討は私にしているというのじゃないか、このように思います。

○中野鉄造君 終わります。

○橋本敦君 私は、国選弁護制度に関連をして質問をしたいと思ひます。  
まず、実態を明らかにして議論を進めたいと思ひますのでお伺いをいたしますが、我が国の刑事事件の中でいわゆる国選弁護事件の占める割合が簡裁、地裁でここ近年どういう状況なのか明らか

にしたいだきたいと思ひます。  
○最高裁判所長官代理者(島田仁郎君) お答えいたします。  
平成元年度における国選弁護人のついた被告人数と割合でございますが、地方裁判所では三万二

千五百十七名で、割合が六一・六%、簡易裁判所では九千六十二人で、七九・三%、こういうふうになっております。

○橋本敦君 今の数字で明らかのように、現在の刑事裁判制度を支える圧倒的多数の割合が国選弁護という制度によつて維持をされているという実情だと言つて間違いありません。

○最高裁判所長官代理者(島田仁郎君) 仰せのとおりと存じます。

○橋本敦君 そこで、国選弁護に関連をして、実費あるいは報酬、日当、そういった関係の事柄が問題になるんですが、昨年度に比べて、日弁連や私どもの要望もあり、予算としては今年度は若干増額になっていると思ひますが、いかがなぐあいですか。

○最高裁判所長官代理者(島田仁郎君) 昨年度に比べますと、昨年度が地方裁判所三開廷報酬支給基準は六万一千五百円でございますが、平成三年度六万五千元ということで、五・七%の増額になっております。

○橋本敦君 その五・七%の増額は近年としては割合に大きく増額されたという部類にはなつておるようには思ひますが、それで現在十分であるうかどうかということについてはいかが御認識ですか。

○最高裁判所長官代理者(島田仁郎君) 私ども、必ずしもこれで全く十分であるということでもございせんが、まあまあこの程度であれば、一応私どもの努力は報われたという感じをしております。

○橋本敦君 それはそれらの立場ででしょう。だから、そのまあまあと言つわけにいかないよということをこれから議論をしていきたいというのが主題であります。

そこで、国選弁護ということですが、これは言うまでもありませんが、国選弁護については、いわゆる弁護士の業務に関する委任、請負、そういった初步的、民事的関係ではない、まさに憲法的要請から来る公法的な範囲でとらえられる性質の

ものだというのが通説ですが、そのとおり間違いありませんか。

○最高裁判所長官代理者(島田仁郎君) 委員仰せのとおり、通説はそうであると思ひます。

○橋本敦君 したがつて、その報酬、日当、実費というのはいずれが責任を持つことになりませんか。

○最高裁判所長官代理者(島田仁郎君) 責任といえば、これは裁判所においてその報酬額を決定するわけでございまして、裁判所であるというふう

に言えると思ひます。  
○橋本敦君 まさにそういう性質の仕組みになつてくるわけですね。言うまでもありませんが、憲法三十七条の三項で、まさに国が人權擁護の観点から国選弁護人を必要な場合に付するといふ国の責務がある。そういうことから、今お話しのような関係において国選弁護料を国の責任でどうあるべきかというところを探索していかなければならぬと、こうなるわけですね。

私はここで具体的な問題として伺うんですが、これについては裁判所の方では国選弁護人の報酬の支給基準に関する通達というのをお出しになつて、一応そこで基準化されておると思ひますが、そこでは内容として何と何が支給されることになつていますか。

○最高裁判所長官代理者(島田仁郎君) 通達を出しております報酬の支給基準は、一応私どもとしては地方裁判所における三開廷の報酬について額を通達で示しておるわけでございます。

○橋本敦君 それ以外は刑事訴訟法で三十八条と規定がございまして、その刑事訴訟法三十八条で「旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができ。」、こうなつておりますから、だから今の通達では報酬基準を決めていますが、それ以外

は刑事訴訟法で旅費、日当、宿泊料、これが請求できる、こうなつていふことは間違いありません。そこで伺うんですけれども、ここで言う旅費といふのはどういう内容のものですか。  
○最高裁判所長官代理者(島田仁郎君) ここにい

う旅費でございますが、これは証人の場合と同じく鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃の四種類でございます。その額の算定はおおむね国家公務員の場合と同様の方法で算出されることになっております。

○橋本敦君 弁護人がこれを請求し得るのはどこからどこへ行く場合ですか。

○最高裁判所長官代理者(島田仁郎君) 裁判所へ自分の事務所から出廷する場合及び出張尋問等で裁判所と一緒に出ていく証人尋問等する、そのような場合でございます。

○橋本敦君 そこで問題が一つ出てくるんですね。刑事局長も御存じのように、弁護人が事件の弁護をする場合にはいろいろな調査の必要があります。実際問題として交通事故が起った、その交通事故の弁護をする場合は状況見分調査に基づいてやっぱり現場確認ということ現場へも行かなければなりません。あるいは被害者弁償ということであれば、遠方の被害者を訪ねていくこともあります。あるいは無罪を争う事件では、いろいろなアリバイ関係の事実調査で、事件が起った場所を含めて証人と思われる人たちが存在しているところを調査して出かけることもあります。これは大変な努力が要るわけです。ですから、今おっしゃったように、裁判所へ出廷するための旅費ということになれば、これは例えば東京で弁護士事務所を持っていらっしゃる弁護士の皆さんにとつたら、東京地裁へ行くのに旅費請求なんてほとんどないですよ。むしろ刑事弁護で有効な努力をするということになりますと、今言ったような調査関係も含めて調査のための交通費というのが非常に必要になってくる。しかも拘留所にいる被疑者との面会、被告人との面会という場合も、これは拘留所が遠い場合もありますから、一々電車、地下鉄という場合じゃなくて、業務の忙しいう間ですからタクシーで往復するというのもしよっちゅうあるわけです。そういう費用が一切請求できないというシステムは、効果的な弁護活動を支えることには余りにも不十分ではないかという

のが一つの問題としてかねてから指摘をされている。

〔委員長退席、理事中野鉄造君着席〕

局長も御存じと思いますが、大阪で有名な貝塚事件というのがありまして、これは一審で有罪ですが、国選弁護人が大奮闘して綿密な調査を行って控訴審無罪ということになって無罪が確定しているわけですが、これで実際調査のために与論島まで行っているわけです。出張尋問で与論島まで行ったその出張費は出ますが、事前の調査で、そこに有力な証人があり、あるいは事実関係の調査の必要があるということで与論島まで行っても、これは弁護人の自費負担になっていくんです。これは遠距離の場合ですが。そういう意味で、交通費というものを実費弁償として支給するシステムがどういうふうに私は検討を要する問題だということに思いますが、この点どう考えられますか。

○最高裁判所長官代理者(島田仁郎君) 確かに、今委員が御指摘のように、事件によりましては事前の準備に大変多額の交通費等を要する事件もございます。それで、先ほど申し上げました通常の三開延報酬支給基準、これは一応通常の事件を想定いたしましたので、そういう普通の事件で準備に要するあちこちバス代等の足代、こういう交通費等はそれに含まれておるものというふうに理解しておるわけでございますが、それ以上に特別に、今お話がありましたような遠隔地に証人がいて、かつその証人に事前にどうしても面接をしておく必要がある、あるいはまた拘留所が特に裁判所から離れた遠い場所にあつてその往復にかなりの費用がかかるというような場合でございます。その分につきましては、裁判所の報酬支給決定におきまして十分参酌してその分はさらに加算して支払うということでも私もやっておるわけでございます。

○橋本敦君 加算をして支払うというのは、日当に加算をして、日当分に含めてという意味ですか。

○最高裁判所長官代理者(島田仁郎君) 日当では

ございまして、報酬にでございます。

○橋本敦君 ですから、報酬に含まれることとなりますと、報酬自体がまだまだ弁護活動の報酬としては日弁連の基準からいって基準的に低いということもあつて、その低い中へ含まれてしまうと、いうことになれば、報酬自体がそういうことも含めての報酬で、一体どれだけ見てもらっているのかこれもはっきりわからないんです。必要な調査活動及び今私が話した必要な弁護活動の範囲で要する交通費は交通費実費として支給をするということとをシステムとしてきちっとはっきりする必要がある、そういうことを言っているんです。そういうことをしなさんと、今の場合ですと、これは決められたさきき答弁のあった旅費、これは請求できます。しかし、必要な調査活動に要した交通費というのはきちっとシステム化しなさんと、裁判所の裁量で、お手盛りで見られているという状況があるのかないのかさへ明確でないんです。だから、それは弁護士の皆さんが国選弁護を受任した場合に、交通費は全部きちっと調査をして、そして取れるものはその都度領収書もつけてきちっと請求をするということ、システムの的にそれは検討していくという方向で検討されますか。

○最高裁判所長官代理者(島田仁郎君) 実際の運用面で申しますと、例えば国選弁護人が遠隔地にいった場合にこれこれの費用が要つたというようになことを資料として報酬の請求において出しているだけ、当然裁判所の方はそれを相当分勘案して報酬の決定をすることになります。ただ足代としてかかった分全部について仮に例えば領収書等で請求されても、それにきましてはその訴訟の準備のために果たして本当に必要であつたかどうか、そのあたりのところはやはり必要性について十分判断した上でそれなりの相当額について報酬に含めて払う、こういうことになるわけです。それが実際の現在のあり方でありまして。

○橋本敦君 局長ね、あいまいにこまかすようなシステムはよくないというんです。遠隔地とい

うけれども、その遠隔地の範囲がまず概念的にも実際のにも全くの裁量判断でしよう、決まっていないう。だから、タクシーで片道千五百円、往復で三千円だつて、これ遠隔地といえは遠隔地ですよ。ですから、交通費で実際に支払ったかどうかかわからないというように言うならば、これはまさに弁護士と裁判所との信頼関係にかかわる問題です。ですから、それは請求して、その請求について検討すればいいわけですからね。また、弁護士が行つてもいないのに調査に行つたということ、旅費を請求するなんというところを頭から考えること自体が、私はやっぱりそれはもつてはかたと思ひます。

だから、そういう意味で、交通費は必要な弁護活動で実際にに行っているんだから、報酬とは別途にそれ自体きちっと実費請求ができるという、それを保障していくシステムの検討というものを今後私はやっぱりきちっとしていくことが、これは国選弁護の一つの問題を解決する上で必要だ、こう思ひます。この点について今すぐではなくても検討を要する課題として裁判所は研究する必要があると思ひますが、どうお考えですか。

○最高裁判所長官代理者(島田仁郎君) 先ほどの私の答弁若干不足したかもしれないかもしれませんが、行つてもいないのに請求されるような弁護人がいるという前提ではございまして、ただし、やはり事件事件において必要に応じて遠隔地に行つて準備をするということでございますので、仮に例えば私選弁護人の場合であつてもそこまではやらないような、何回も行つたりすると、これを国費で報酬の中に含めて賄うことが果たして妥当であるか否かという必要性の点で絞つて判断をする、こういうことを申し上げたつもりでございます。

それから、今委員が御指摘のところ、御趣旨はよくわかるわけでございます。私どももその実務においてこの辺のところ、何というか、弁護人が真に必要な費用を支払つた場合に、それを報酬の中で十分見込んで払つていくという、それに

はどうしたいか。それにはシステムの上でもどういうふうな考えていったらいいか、そのあたりについては今後ともよく検討をしてみたいと思います。さらに交通費そのものを別途支払うことはどうかということになります。御承知のように法律上、先ほどおっしゃったように、旅費、日当、宿泊料及び報酬を支給するということがその支給の項目が法律で定まっておるものではないのです。

○橋本敦君 ですから、検討しなさいと言っている。○最高裁判所長官代理人(島田仁郎君) ただ、そうなる立法政策の問題になりますので、裁判所としても限度があることは御理解いただきたいと思ひます。

○橋本敦君 どちらにしても、国選弁護を担当した皆さんが必要と思われる調査、被告人面会、事実調査、証人との関係等も含めて、その趣旨と、それから使った日時、場所、一切をきちっと書いて請求をするということにして、今はシステム化されていないけれども、報酬判断の際に裁判所は十分それを考慮するというについては御異存はないわけですね。

○最高裁判所長官代理人(島田仁郎君) その点につきましては異存ございません。○橋本敦君 時間がありませんのでもう一つ伺いたいのは、謄写料の関係です。

大阪地裁等では、必要な裁判記録の謄写は、事前に裁判所の承諾を得るような形もとりながら、裁判所が承諾する部分については謄写料が出ていて、こういうようなシステムが慣行としてあるんです。全国的に見ても、必要な弁護の資料として謄写というのは、私も経験がありますが、非常に大事な内容を持ちまして、しかも多額にかかりますから、だから事件の十分な弁護のための謄写料についても、裁判所としては弁護士から、必要な範囲で謄写したいという要求があった場合は積極的に謄写料は出すという方向で一層検討を進めてほしいんですが、どうですか。

○最高裁判所長官代理人(島田仁郎君) 今仰せのような方向で私も鋭意検討を続けてまいっております。

昨年、その点につきましては、一部否認を含む否認事件あるいは法定刑に死刑が定められているような重大事件につきましては、原則として全額の謄写料を支払う、それからその他の事件につきましても、訴訟準備のために特に必要と認められる場合にはこれを支払う、こういう取り扱いをいたします。すなわち全国の裁判所にお願したところでございまして、今後とも協議会等の機会をとらえて、訴訟準備のために本当に必要であり、かつ支給基準の範囲内では賄い切れないような費用につきましても、それを弁護人の負担にとどめることのないよう、報酬支給決定の一層適正な運用を期してまいりたいと思っております。

○橋本敦君 最後に、大臣にお願いを含めた質問をしたいんですが、要するに国選弁護というのは憲法上の要請から来ている大事な我が国の司法制度の根幹の一つでございまして、そういう意味で、被告人が国選弁護によって効果的な弁護が受けられるように保障するという国の責務があるわけですね。そういう被告人の人権保障の点からも、国選弁護制度の充実、日弁連も弁護士の皆さんもかねて要求しているわけで、弁護士の利益のためというだけじゃないという側面が一つ大事な問題があるんですね。

そういう意味で、私が指摘をした国選弁護料の報酬の今後の引き上げという課題も含めて、記録の謄写料や交通費等いろいろな問題がまだ残されておりますので、そういった諸条件の整備を進める点で、法務大臣としても一段の御尽力をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(左藤恵君) 御指摘の問題につきましましては、これを所掌いたします裁判所において適切に対応されるもの、このように思いますけれども、今お話しのように、国選弁護の運用が適正に行われることが極めて重要なことであるということとを考へますので、法務大臣として協力できることとあれば、できるだけ協力させていただくという方針で臨みたいと思ひます。

○橋本敦君 終わります。○山田耕三郎君 私は刑務作業についてお尋ねをいたします。

刑務所内における作業は、限られた施設、設備の利用をして、習熟の程度、年齢の異なる受刑者を対象に行うため非常に困難性を伴い、わけでもない今日の高技術化された社会においては、ハイテク機器の設備にも各面からの制約もあつてなかなか思うに任せないことも多いと思ひながらも、あえて次の数点についてお尋ねをいたします。まず第一点は、矯正の目的は何よりも社会復帰に備えてであり、そのためには受刑者が将来社会に復帰した際、自立した職業人となるよう訓練される必要がありますが、復帰後どのようにこの訓練が生かされておられるのか、調査されております結果等がありましたらお示しをいただきたいと思ひます。

○政府委員(今岡一容君) ただいま御指摘のありましたように、私どもは受刑者が社会に出た後立派に更生するということを期待しまして、作業の面でも職業訓練等に力を入れて行つてるところでございます。そういうわけでございまして、当然のことながら彼らが出所した後、どのように所内で身につけた技能あるいは資格を生かして生活しているか関心があるところでございます。

それで、これまでにもそれぞれの施設でいろいろ工夫をいたしましてお尋ねの追跡調査といううなものも試みてまいつたことはございまして、しかしながら、やはり出所しますと普通の社会人というところでございまして、刑務所の立場で調査をいたしますとやはり人権上の問題もございまして、それから出所後住居が変わつたりしてなかなかその所在がつかめないといううな問題もございまして、それから、本人の自発的協力のもとに行うといひましても、現実にはそれではなかなか調査の目的が達せられないといううな困

難な問題がございまして、まとまった形での追跡調査ということとは実のところ行っていないのが実情でございます。ただ、職業訓練を実施しまして所内でいろいろな技能なり資格なりを持って出ました者は、全体として見まして再入というケースは一般の場合と比べて低うございまして、その限りにおきまして出所者は何らかの技能等を生かしながら社会で生活しているというふうな考えております。

○山田耕三郎君 実態の調査は、お答えにありましたとおり困難だと思ひます。だとすれば、当局の御判断でやっぱり今の社会実態に見合った設備のところでは訓練を受けてと、こういう配慮が必要になつてくると思ひます。御承知のように、現在の産業構造はもうかつてとは大変な変わりやうで、大きく転換をし、しかも複雑化したしてあります。使用する機器も非常に精巧なものになつております。しかしながら、通常私たちが見ます刑務所の作業場の施設、設備等は旧態依然とした設備であり、また指導される方もそれに合つたもののように見受けられるところが多く目につきます。この面についてはどのように配慮しておいでになりますか、また、それが本年の予算にはどのように具現をされておりますのかをお示しいただきたい。

○政府委員(今岡一容君) 民間における技術革新が大変目覚ましいと申しますか、非常に日進月歩で進んでいるという実情に比べまして、御指摘のとおり、刑務所における刑務作業の実情はかなりおくれている面があることは、これは否定できないところでございまして、私ども当局といたしましては、やはりそういった職業訓練をするにしましても、通常の刑務作業を行うにいたしまして、できる限りそういった社会の動向に近づけた線でもつてやつく必要があるというふうな考えておまして、最近ではまず木工とか印刷等を中心いたしました新鋭機械、設備を導入してその充実に努めておるのが一つございまして、

それから、既に刑務所内に導入しております機械類等も相当古くなったものがござりますので、こういう老朽化した機械を更新するというにつきましても計画の更新計画を立てまして、幸いこの更新計画の必要性を認めていただきまして、平成二年度から十五年計画で更新を図るということになっております。具体的に申し上げますと、それまでは機械、設備の更新が大体対前年比四割増くらいで推移していたところを、平成二年度からは大体対前年度比二三割くらいの大増な伸びを認めていただいております、そういう中で今御指摘のような点の改善に努めているところでござります。

○山田耕三郎君 関連をいたしまして、刑務作業賞与金の推移及び現在の金額はどのようになっておりますのか、具体的な事例で説明をしていただきたいと思ひます。

今年は約二割のアップと聞いております。これは人動や物価の値上がりと比べても多少低いような気がいたします。もちろん、刑務作業賞与金は賃金ではないことは承知をいたしておりますが、やはり励みとなり、やる気を起こさせる金額であると同時に、社会復帰のときの立ち上がり資金としても必要だと思ひますけれども、この程度のことではよろしいと思ひておいでになりますのかどうか、その辺のところをお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(今岡一容君) 作業賞与金は、現実に支給する際には、定められました一人一時間当たりの基準額がございまして、その基準額に実際の就業時間あるいは技能の程度、作業量、作業に対する態度、意欲、いろいろな要素で評価しました上で計算をいたしまして計算高として記録し、原則としては釈放時に支給するというのが現在のやり方でございます。

そこで私どもとしては、この作業賞与金は性格的には賃金ではございせんけれども、委員ただいま御指摘いただきましたような意味合いがあるということは私どもも十分認識しておりますつもりでございます。できるだけ可能な限りこの作業賞

与金というものは増額の上更生に役立たせるようにしていきたいというふうに考えておるところでございます。例えば具体的に一、二申しますと、昭和六十三年で申しますと、一人一月当たりの平均額三千二百円でございます。これが平成三年度は三千二百五十四円というふうにアップいたしております。年々いろいろな増額を得るように努力しているところでござります。

それで、本年度二割アップという点について御指摘がございましたけれども、やはり基本的に作業賞与金は賃金とは性格が異なるという面が根っこにござりますので、一般の賃金並みのアップというのはなかなか難しゅうござります。しかし私どもは、先ほども申しましたように、できるだけこれについての御理解をいただきながら増額を得て出所者の更生に役立たせたいというふうに努力しているところでござります。

○山田耕三郎君 これはあつてはならないことなんでしょうけれども、やっぱり作業現場のけがだとか、極端に言いますと死亡事故等はなかなか防ごうと思つても絶えることはございせんようです。作業中の死傷の手当は今年が変わつておらないようではございすが、作業中の死傷事故は年間どの程度ありますのか、またその手当額はどの程度のものなのか、実態をお示しをいただきたいと思ひます。

○政府委員(今岡一容君) 最初に、作業上の死傷事故の発生の方からお答えしたいと思ひます。

死傷病手当の支給の面から御説明させていただきますと、昭和六十一年度には死傷病手当の支給対象は五十二件ございました。金額にいたしますと千八百萬円にござります。六十二年度は三十六件、金額にいたしまして約千二百萬円弱。六十三年度はちょっと件数がふえまして四十件になりましたが、平成元年度は二十二件、金額にして九百九十七萬円余。それから平成二年度で二十八件、千三百四十萬円余ということになっております。これは死傷手当全部ひくくするめての件数でございま

すが、死傷手当については、死亡事故は平成二年度に一件あつただけでござります。

次に、死傷病手当金が本年度は前年度と変わつていないという点についてお答えさせていただきます。

この死傷病手当金の額の決定につきましては、現在ではこれは一般の災害補償に準じてと申しますか、補償日数あるいは補償額につきましては労働基準法、労働者災害補償保険法の定めるところに準じておるわけでございすが、そういうことで平成三年度におきましては労働基準法、労働者災害補償保険法に基づく基準等について変更がございせんでしたので私どもの方も変更がなかった、こういうことになっております。

○山田耕三郎君 刑務作業に関する質問の最後に左藤法務大臣にお尋ねいたします。

現在御承知のとおり好景気、人手不足の状態でありまして受注の状況はよいようでありまして、このようになるときだからこそ、多くの企業がそうでありまして、積極的に設備投資を行ひ、作業内容の向上による製品の高級化も図つておく必要があるように思ひますが、そういったことへの取り組み方等についての左藤法務大臣の所信をお伺ひいたします。

○國務大臣(左藤憲君) お話のように、最近消費者の嗜好も非常に高級化また多様化してまいつておりますし、刑務作業製品もこれに対応しまして製品の高級化を図るという必要がある、このように考えますので、そのためには設備等の整備を図つていかなければならない。鋭意努力してまいらる考でござります。

○山田耕三郎君 次は登記所及び登記業務についてお尋ねをいたします。登記所の窓口はどれも大変混雑をしており、そのサービスは行政のワーストスリーにランクされております。業務の増加は当然のこととして、スペースの拡大など建物や施設の拡大整備、窓口の整理要員の増員、登記相談業務の増加、犯罪防止等各般の対応が必要になります。これらの整備に

関連して、以下数点についてお尋ねをいたします。まず第一点は、登記業務処理にコンピュータの導入が行われておりますが、現時点におけるコンピュータ化の推進状況について具体的にお示しをいただきたい。

なお、コンピュータ化が完全に終わりますのはいつごろの見通しなのか、概略で結構ですからあわせてお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(清水清君) 登記事務のコンピュータ化につきましては、仰せのとおり、登記事務の繁忙対策あるいはさらにこれを迅速に処理して国民に良好なサービスを提供するという観点から鋭意法務省が進めてまいつたところでござります。

昭和六十一年に登記特別会計制度の導入等を初めいたしました各種の法改正がされてきたわけでございすが、昭和六十三年に東京法務局の板橋出張所をコンピュータ化するということを手始めといたしまして、現在コンピュータで登記事務の、これは不動産登記だけでなく登記所が現在十六庁、それから商業法人登記についてコンピュータで処理している登記所が一庁というところになっております。その他合計九庁におきまして現在コンピュータ化のための作業を進めておる、こういう状況でございまして、いわばコンピュータ稼働中の登記所及び稼働準備中の登記所を含めまして二十六庁ということになるわけでござります。

このコンピュータ化を今後どの程度の期間で完成させるのかというお尋ねでございすが、登記所の数は現在のとおり全国で千二百余あるわけでございます。私どもといたしましてはその中の主要な登記所のコンピュータ化というものを当面図つていくということでございまして、現在のコンピュータ化は東京、大阪、京都、神奈川、福岡、札幌、仙台、名古屋、広島、岡山、香川、高松、徳島、高知、佐賀、大分、熊本、鹿児島、沖縄の十八府県にありまして、大規模の登記所をコンピュータ化の対象としているわけでござります。しかしながら、登記所は全国に多数存在して

りますので、これらを今後コンピューター化していくということになりますと、経費の確保の問題があるいはコンピューター化するための作業の要員確保の問題、さらにはコンピューターを入れるということになりますと建物等を新しくしなければならぬというような施設の問題等いろいろございませうけれども、これらの問題点を着実に克服しながら、少なくとも今後十年ないし十数年の間には全国にコンピューターのネットワークを完成させたい、こういうふうなところを考えているわけでございます。

○山田耕三郎君 コンピューター化への移行作業を実施の序においては、本来の仕事に加えて移行作業があるわけでございますから、コンピューターにインプットするような作業自体は外部委託されるにしても、間違いがないかの照合作業等は登記所の仕事になると思ひますが、何らかの特別の配慮をされておられますのか。聞きますところによりますと、OBの再雇用など人手確保を図っておられるようでございますけれども、その実態について現状をお示しいただきたいと思ひます。

○政府委員(清水滋君) コンピューター化を進めます場合に最大の問題点は、現在紙でできております登記簿に記載されております情報をコンピューターに入力するという作業でございます。これを私どもは移行作業と言っているわけでございますけれども、この移行作業に大変な時間と労力を要するところでございます。しかも、この移行が間違つた形でされまして、不動産登記はこれはもう国民にとりましては大変重要な財産にかかわるものでございまして、間違つたインプットをするということになりますと大変な御迷惑をおかけするということになるわけでございます。そういうような観点から、この移行作業につきましては登記簿を複写して入力原稿を作成するかデータ入力をするとか、あるいは一次校正をする、こういうようなことにつきましては部外に委

託をして、そのために必要な予算を確保するというようなことをいたしておるわけでございますが、最終的な移行作業の結果の確認と申しますか、正しく移行されたかどうかというようなことにつきましては、まず法務局のOBの方にいわば再雇用するような形で加わっていただきまして、この方々に何回も入念に校正をしていただく、最終的には登記官がさらにそれをチェックするという形をとるわけでございますが、そういうような何度か何度もその正確性を確認して移行作業を終えるというふうなことをいたしているわけでございます。

これらの業務を行うということになりますと相当程度の要員が必要になるわけでございますが、これも増員事情が大変厳しい状況であるわけでございますけれども、法務局につきましては、これはコンピューター化ということだけではございませうけれども、登記所が全体的に非常に繁忙であるという点について御理解をいただきまして、毎年毎年純増という形でかなりの数の増員をいただいておりますというふうなことに加えて、OB職員とかあるいは資金職員の活用を含めました相当額の予算措置を講じていただいておりますところでございます。

○山田耕三郎君 本年も一部の登記の手数料の値上げがされておりますけれども、値上げの理由、根拠について御説明をいただきます。

○政府委員(清水滋君) 登記手数料につきましては、ことしの四月一日から謄抄本につきましては五百円のもの、六六〇円になりました。これは実は昨年の四月に登記簿の謄抄本については六六〇円に値上げをする政令をもう公布したわけでございますが、経過的な措置といたしまして昨年の四月一日が五百円、ことしの四月から六六〇円と、こういう内容の手数料の改正になっているわけでございます。

ておるといふようなこともございまして、特別会計が発足した昭和六十一年の七月にはこれが四百円ということとございましてたけれども、その後のコンピューター化の推進、先ほど申し上げましたようなコンピューター化の展開の経過等を踏まえ、あるいはその間の物価上昇等を踏まえまして昭和六十一年の四月の時点で六百円にするのが相当であるということに判断されたわけでございますけれども、いわば急激な変化と申しますか、四百円をいきなり六百円にするというのはいろいろな影響を与えるおそれもあるということ、まず一時的に五百円、そしてことしの四月から六百円、こういうふうなことにさせていただいた次第でございます。

○山田耕三郎君 最後に左藤法務大臣にお尋ねをいたします。

ただいま御答弁がありましたように、コンピューター化の資金に使われておるようでありますけれども、その理由はわからないでございませう。けれども、今も御説明にありましたように、昨年度で二百円上げておくところを百円ずつ二年度に分割をなさいました。外見では連続、続いてということになっております。これもケースによりましてけれども、土地神話の時代でありますのかかわりませう、ケースによつては土地代よりも高いのではないかと声さえないでもないと思ひます。から、やっぱり値上げは節度が必要だと思ひますので、この辺のところについて大臣の所信を承りたいと思ひます。

○國務大臣(左藤憲君) 今お話がございましたように、登記手数料は登記のコンピューター化の財源でもございまして、コンピューター化を進めていくためにはどうしても必要な値上げは避けることはできませんけれども、その必要限度を超えてみだりに値上げするようなことはしてはならない、このように考えております。節度のある方法で進めていくべきだ、このように考えます。

○山田耕三郎君 終わります。

○山田耕三郎君 初めに、法務省にお伺いいたします。

司法委員制度の地裁への導入の検討ということにかかわりまして、去る三月四日ですか、日弁連が一般市民の訴訟参加の一つの方法として、市民が民事訴訟の審理に加わって裁判官を補佐するという司法委員制度を地方裁判所にも導入するよう法制審議会に申し入れをしたという報道を伺いました。

まず第一に、司法委員制度そのものについての簡単な御説明、できれば諸外国の例も少しお引きいただきたいと思います。そして、その運用の実態についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(清水滋君) まず、司法委員とは何かということとございまして、私どもの方からお答えいたしますが、司法委員とは簡易裁判所の民事事件につきまして審理に立ち会つて意見を述べ、あるいは和解の試みを補助する民間人を指しているわけでございます。この制度は、少額事件を取り扱う簡易裁判所において、民間人の協力を得て健全な民衆の常識と感覚を裁判に反映させるということを目的とするものだというふうに理解されているわけでございます。この司法委員という制度は我が国独自の制度だというふうに言われているわけでございます。諸外国には司法委員に直接該当する制度はないということのようでございます。

国民の司法参加という類似的趣旨に基づく制度といたしましては、ドイツ、フランス等における参審員の制度があると言ふことができようと思ひます。ドイツなどでは、参審員は労働裁判所等の特別裁判所において用いられていると言つておりまして、職業裁判官とともに審理及び裁判をする権限を有しているというふうに言われているわけでございます。

現在の簡易裁判所における司法委員の運用の実情等につきましては、最高裁判所の方からお答えいただくのが適當かと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(今井功君) 運用の実情につきまして裁判所の方から御説明申し上げます。

す。

司法委員制度につきましては、以前は非常に利用率が少なかったわけですが、昭和六十年ごろからだんだん活用しようという動きが出てまいりまして、現在では和解の補助を中心に行なっています。昨年度、平成二年年度の司法委員の関与事件数の割合でございますが、これは簡易裁判所の既済事件全体に対します割合が約一三％というところになっておるわけでございます。

○紀平梯子君 御所見としてわかりましたけれども、これは非常に有効に機能しているというふうな言い切ってもよろしいくらい機能しておりますでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(今井功君) 私どもとしましては有効に機能しているというふうな考えでおります。ただ、この関与率というものが今のままでいいのかどうかということにつきましてはいろいろ考え方もあるかと思っておりますので、これからこの制度をさらに活用するようにということで考えておるわけでございます。

○紀平梯子君 法務省にお伺いいたします。

司法委員制度の地裁導入などがどのように検討されているか、それから取り扱いと結論の出る時期など、もしわかれれば教えていただきたいと思っております。

○政府委員(清水滋君) 法制審議会の民事訴訟法部会は昨年七月から民事訴訟手続の見直し作業を開始したわけでございます。ちょうど裁判所制度百年を迎えたあるいは民事訴訟法自体も百年を迎えたというようなこともその背景にあるかと思っておりますが、全面的に見直しして利用しやすい、わかりやすい訴訟手続法にするということでこの作業を始められているわけでございます。現在、どうい

問題をとり上げてどういふ形で検討するかという検討事項案、つまり問題点の整理というところをこの作業として進めているところでございます。そして、その改正検討事項案の一つといたしま

して、仰せの簡易裁判所に現在採用されておりますところの司法委員制度を地方裁判所にも導入してその活用を図ったかどうかというふうな意見が実は提出されているわけでございます。この司法委員制度の導入につきましてはかなり積極的な意見もあるようでございますが、法制審議会の民事訴訟法部会といたしましては、そういうような意見あるいは現在の簡易裁判所における運用の実情等についてもつぶさに検討いたしまして、いずれこの民事訴訟法部会としての結論を出すことになるであらうというふうな私どもは考えております。

そこで、この作業がどの程度ということでございますが、とにかくこの訴訟制度百年の歴史を踏まえて全面的な見直しをしようということではまった作業でございます。大体今のところ五年ぐらいの間にその全面的な検討作業を終えようというふうな予定で現在その作業を進めているところでございます。順調に進めば平成七年度じゅうに改正要綱の答申が得られるということになるわけでございますけれども、しかし、何分にも民事訴訟制度につきましても、手続の面のほか制度の面その他いろいろな難しい問題がございますので、これらの問題についてかなり詰めた議論をしてまいりませんと、なかなか結論が出にくいというふうなことも多分あるのではないかとこのように思いますが、私どもといたしましてはできるだけ予定の期間内にこの結論が得られるように努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○紀平梯子君 最高裁では、この地裁の司法委員制度についてどのような評価をされておりますでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(今井功君) 今法務省の方から御答弁ございましたように、現在法制審議会で審議中というところでございます。裁判所の方といたしましては、この簡易裁判所におきます現在の活用状況あるいは実績等を十分見きわめ、また法制審議会の審議の状況をも十分見守りながら

いろいろな問題点について研究をしていきたい、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○紀平梯子君 今の少し関連いたしますけれども、最高裁では三年前から陪審制度、参審制度について外国に裁判官を派遣していらつしやる、調査研究していらつしやるということを伺っておりますが、これもそれを行われませんか。また、どんな規模でその調査を行われているか。また、結論を出される時期はいつごろなんですか。

○最高裁判所長官代理者(島田仁郎君) まず、御質問の欧米等への派遣の関係でございますけれども、具体的に申しますと、米国に二名、一名は二カ月という短期間でしたが、もう一名は一年半という長期間の派遣をいたしまして、本年三月既に帰国いたしました。また、英国にも一名、これは五カ月間の派遣でございます。それからまた本年の三月、ドイツに参審制度の研究ということで一名が派遣されておりました、この方は夏に帰ってまいる予定でございます。

それから、そういった調査を今鋭意いたしておるわけでございますけれども、この問題につきましても何分にも問題が大きいものでございまして、刑事司法の根幹にかかわる重大問題でございますので、今後私どもとしては引き続き十分な時間をかけてじっくり慎重に検討をしてまいらなければならないと考えておりますので、今のところ研究のめどといたして具体的に何年先というふうなことはちょっと申し上げる段階にございませんで、お許しいただきたいと思っております。

○紀平梯子君 次に、民事訴訟費用の軽減につきましてお伺いしたいと思います。

日米構造協議におきまして、米側が日本に対して独占禁止法違反の企業への損害賠償の請求訴訟を活性化させるべきだと、その訴訟費用の減額を要求してきていると聞きますけれども、その点とそれから今回検討されている民事訴訟費用の大幅引き下げの方向性とはどういう関係にござい

○政府委員(濱崎泰生君) 御指摘の関係で問題に

なっておりますのは、民事訴訟に要する費用としてさまざまな費用がございまして、その中で訴訟を提起する場合に国に納付すべき手数料、具体的には訴状に貼付すべき印紙の額の問題でございます。

日米構造協議におきましては、御指摘のようにな、かねてからアメリカ側が独占禁止法の損害賠償訴訟の活性化のために、その手数料に限りてこれを免除するあるいは軽減する措置を講ずべきであるという主張をしておりますが、これに對しまして法務省といたしましては、公正取引委員会とも協力いたしまして検討しました結果、ほかの訴訟をさておいてその訴訟についてだけ特別の取り扱いをするということではできない、問題は民事訴訟全般の問題であるという結論に達しまして、その旨先般アメリカ側に伝えたところでございます。

その際に、これに付随いたしまして民事訴訟一般について訴訟の目的の価額、平たく言えば請求額でございますが、これが高額に上る訴訟、その手数料につきましても、民事訴訟制度全般にかかわる問題といたしまして、アメリカ側の問題提起とは別に、かねてから関心を持っていた事項であるというコメントを行ったという関係にござい

ます。

民事訴訟の提訴費用の額はどうかあるべきかということは、これは時代の変化に応じて適切に対応していかなければならない問題でございますが、将来は請求額が何億円、何十億円といった高額な訴訟も少しずつ増加していくだろうというふうなことを考えますと、アメリカ側の問題提起をまづまでもなく、そういった高額な訴訟について現在の手数料の定め方が適当であるかどうかというところを考へてみなければならぬ、こういう認識を持っていくわけでございます。

ただ、新聞報道等ではその問題について法務省が具体的な検討に入ったというふうな報道がされておりますけれども、若干観測を交えた先取り記事の感がございまして、法務省としては現在そういう認識を持っているということでございます。

て、まだ具体的な検討作業に入っているという階段ではございません。

○紀平悌子君 現行の民事訴訟費用に關しまして、裁判所と訴訟費用の決定、このかわりについて御説明いただきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(今井功君) 今法務省から説明がございましたように、訴訟を起すにつきますと一定の申し立て手数料を裁判所に納めていただく、こういうことでございます。この手数料の額でございますが、これは民事訴訟費用等に関する法律の四條という規定がございまして、これは「民事訴訟法第二十二條第一項及び第二十三條の規定により算定する。」ということになっております。

具体的にどうかと申しますと、民事訴訟法の二十二條一項によりまして、「裁判所法ニ依リ管轄カ訴訟ノ目的ノ価額ニ依リテ定ルトキハ其ノ価額ハ訴ヲ以テ主張スル利益ニ依リテ之ヲ算定ス」と要するに訴えをもつて主張する利益により算定する、こういうことでございます。これが金銭請求ですと、それがそのものずばり訴えをもつて主張する利益ということで非常に単純明快であるわけでございますが、そのほかのものにつきましてはいろいろ考えなければいけないところがございまして、最終的にはその当該事件を担当する裁判官が決するということでございます。ごく大ざっぱに申しますと、例えばある物の引き渡し、ある物の所有権の確認というふうなことでございまして、その所有権の物の価額というものが一つの基準になるというところでございまして、具体的には最終的に個々の事件担当の裁判官がお決めになるということと御了解をいただきたいと思ひます。

○紀平悌子君 民事訴訟費用の引き下げという一つの方向性、その方向性と逆に先ほど山田委員が御質問なさいましたけれども、法務局における土地、建物の登記簿を閲覧したり、謄本を請求したりする際に支払う登記手数料、これの大幅値上げというか、相当大幅だと思ひますが、この値上げの理由については先ほど承ったように理解いたし

ますので、少しその先を申しますと、国、地方公共団体それから特殊法人、これらの謄本請求等については無料であるというふうに向つておられるんではないかと、コンビニエーター化による登記事務情報処理上の付加価値というものを、それを国や公共団体は無料である、しかし国民は払つていくわけですから、そのツケという失礼なんです、国民の方が一手に引き受けているような感じがするんですけれども、この無料であるというところの合理性というものがあれば伺わせていただきたいと思ひます。

○政府委員(清水滋君) お答えいたします。

現在、国とか地方公共団体が登記所に謄抄本を請求する場合は、これは無料ということになっていくわけでございます。これはこれらの国とか地方公共団体の請求というのは非常に公益性が高い、公務を行うためにこのような請求がされていくということ、あるいは官庁間で相互にお互いに協力し合う、こういうような関係にあるというふうなことに加えて、国の場合を考えてみますと、国が国の機関に手数料を払うというふうなことは予算の合理的な配分という面からいいますと、いささか迂遠な方法であるというところでございまして、そういうような費用は予算の配分の問題として考えられることでもあらうかというふうに思ふわけでございまして、そういう意味で、国とか地方公共団体等の謄抄本の請求につきましては、これを無料とする扱いがもう古くより行われていたところでございまして。

他方で、この登記につきまして乙号手数料を主要な財源といたしますところの登記特別会計制度というものがございまして、そういう制度のもとでは受益者負担という原則を徹底すれば、国もあるいは地方公共団体も一人の受益者であるからそういうような負担をすべきであるというふうな考え方もあるわけでございまして。

そういう面から見ますと、こういうたぐいのものも有料化すべきだという議論も出てくるのかもしれないけれども、しかしながら、こ

のような登記特別会計制度を導入したからといって、国、地方公共団体等の事務の公共性、相互協力関係とかあるいは国の予算配分の合理性等というふうなものを考えますと、やはり無料のままでそれなりの負担というものを考えるということも十分合理性があることではないのかというふうなことも考えられるわけでございまして。

御指摘のようなそういうものも有料化すべきだというふうな意見もあるということは私も十分承知しているところでございまして、現在はそのような考え方のもとで無料制度がなお存続しておるということでございます。

○紀平悌子君 参考までにもしお聞かせいただければ、いわゆる無料の部分、それが手数料算入というふうなところについての部分の占めていく率でしようか。

○政府委員(清水滋君) 現在、いわゆる乙号事件と申しますが、謄抄本とかあるいは登記簿の閲覧事件で無料事件がかなりの部分を占めているわけでございまして。

ただ、この無料事件の大部分のものは実は市町村が登記簿を閲覧するという関係の事件でございまして、市町村が固定資産税の納付者を正しく把握するために毎年あるいは一定の期間を置きまして管内の登記所の登記簿をすべて閲覧しまして、固定資産課税台帳との突合をするというふうな作業をいたしておるわけでございまして。そういうふうな作業をいたしますと、その登記所の登記簿をすべて見るということになりますので大変な事件数になるということになるわけでございまして。

そういう自主的な市町村との協力関係というものを、これはもうなかなか有料にするわけにはまいりませんし、あるいはそれを有料にするといういたしましたも、一般の閲覧と同じような有料額ということはこれは到底考えられないわけでございまして。そういうふうな状況を考えますと、結局自主的に有料化することができるといふのはごくわずかなものになってしまう。つまり謄抄本を無料の形で、閲覧ではなくて無料という形で固

なり公共団体等に交付する事例というのはごくわずかでございます。そういうものを有料化したとしても全体の手数料収入の中で占める割合は極めて少ないのではないかと。私どもの一応の試算によりますと三から四の程度にしか当たらないのではないかと、これも推測でございます。ですので正確な数字は申し上げることができないのでありますけれども、ほぼその程度のものでないのかというふうな感じを持っておりますのでございまして。

○紀平悌子君 最後でございますけれども、大臣にお伺いしたいと思ひます。

司法行政の中への女性の政策決定参加という、特に決定参加についてお伺いしたいと思ひますが、これは新国内行動計画及び男女雇用機会均等法、これに依拠してお答えいただきたいと思ひますけれども、現在、省の中での特に女性の決定参加者、つまり政策決定参加者、それはどのくらいの率でございましてしょうか。

それから法制審議会の中、これにどのくらいの女性の登用がございましてしょうか。これは亡くなられました故長谷川法務大臣の御答弁中、昨年だったと思ひますけれども、審議会の女性委員を一人正規の人をふやすということをお約束されておりますので、その点も含めてお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(堀田力君) 法務省の女性職員は現在五千四百名ほどおりまして、そのうち審議過程に参加してある者の数につきましては、ちょっと事前にはその御質問を承っておりませんでしたので数字が出ませんけれども、そのうち相当数が幹部まで登用されておる実情でございます。

それから、法制審議会につきましては濱崎部長の方からお答えいたします。

○政府委員(濱崎泰生君) 法制審議会のメンバーへの女性の登用の問題につきましては、ただいま委員御指摘のとおり、昨年の当法務委員会において当時の長谷川大臣がお答え申し上げたところでございまして。

事務局といたしまして、法制審議会にできるだけ女性を登用するようにという大臣の御指示を受けまして、法制審議会の委員としてふさわしい女性の方を選し、かつ御就任をお願いする努力もしてまいりました。

ただ、総会の委員につきましては、御就任をお願いした方が極めて多忙であるとか、ほかの審議会の委員を多数お引き受けされているとかといった理由でお引き受けいただけなかったということもございまして、現在まだ総会のメンバーは女性の方一名ということでございます。現在女性の適任者が得られるように鋭意努力を傾けているところでございますので、若干の時間をいただきたいと思います。

なお、部会につきましては、昨年秋季以降、例えば民法部会の委員として従来お二人でございましたのを三人にする、国際私法部会におきましては従来お一人であったのを二人にするというようなことをしておりますし、また、現在審査をお願いしております司法試験法の改正のために設置いたしました司法試験制度部会の委員にも三人の女性の委員をお願いするというようなことで女性委員の登用に努めてきているところでございまして、今後その方向で努力してまいりたいと存じております。

○国務大臣(左藤恵君) まずは公務員採用試験合格者の中から法務省の各組織にふさわしい人材を男女の別なく採用してまいって、今後ともその方針を貫いていきたい、このように考えますが、そうした採用されました女性職員につきまして、各組織で実務経験を積ませて、そして研修などに参加させて幹部候補としての育成に積極的に努めてまいりたい。

それから、今の法制審議会の女性委員、事務局で御説明申し上げましたけれども、早急に法制審議会委員の職にふさわしい女性の方の選を進めまして、お引き受けいただけるように事務局を奮励していきたい、このように考えております。

○紀平悌子君 ありがとうございます。

○委員長(矢原秀男君) 以上をもちまして、平成三年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算、裁判所管及法務省所管についての委員審査は終了いたしました。

なお、委員審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(矢原秀男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(矢原秀男君) 次に、罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は、前回既に終局しております。

この際、本案の修正について福田宏一君から発言を求められておりますので、これを許します。

福田君。

○福田宏一君 私は、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、連合参議院の各会派及び各派に属しない議員紀平悌子君を代表いたしまして、ただいま議題となっておりまして罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案に対し修正の動議を提出いたします。

修正案の内容は、お手元に配付いたしております案文のとおりでございます。

これより、その趣旨について御説明を申し上げます。

本案は、刑法その他の刑罰法規に定める罰金及び科料の額等が現在の経済事情に適合せず、刑罰としての機能が低下していることにかんがみ、消費者物価の上昇率等を勘案して、罰金及び科料の額等を原則的に現行の二・五倍に引き上げるとともに、関連する手続的な整備を行うとするものであります。

しかしながら、本案では、刑法第七十条第二項の改正が見送られております。同条項は、罰金・科料を減軽した際に一銭未満の端数が生じた場合、これを切り捨てて処理しようとするものであります。改正後の刑法その他の刑罰法規において、このような事態が生ずる可能性は全くないのであります。したがって、この規定は存置しておく実益が全くないのであります。

そこで、この修正案は、同条項を削除することにより、今回の改正に遺憾なきを期せうとするものであります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長(矢原秀男君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明かにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、福田君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(矢原秀男君) 全会一致と認めます。よって、福田君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の採決を行います。

修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(矢原秀男君) 全会一致と認めます。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

北村哲男君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。北村君。

○北村哲男君 私は、ただいま修正議決されました罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案に対し、

正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党及び連合参議院の各会派並びに各派に属しない議員紀平悌子君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

罰金を含む財産刑については、法定刑の定め方、刑の量定の方法、執行の合理化等各般にあり、更に検討を加える必要があるが、政府は特に、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一 罰金刑に伴う被告人間の資力並びに自然人・法人の経済力の格差から生ずる不公平を解消するため、罰金刑制度のより適正かつ合理的な見直し及びこれを補完する制度の導入について検討すること。

二 逮捕・勾留等の境界罰金額における刑法等三法の罪とその他の罪との間の法定刑の区別を早期に解消し、一元化を図ること。

三 罰金が選別刑として定められていない財産犯及び公務執行妨害罪等の犯罪につき、罰金刑を選別刑として導入することを検討すること。

四 現行刑罰制度の合理化・適正化を図るとともに、尊厳殺重罰規定の見直し、刑罰法令の現代用語化等について検討すること。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(矢原秀男君) ただいま北村君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(矢原秀男君) 全会一致と認めます。よ

つて、北村君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、左藤法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。左藤法務大臣。

○国務大臣(左藤憲君) 罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案につきましては、委員の皆様方に熱心に御審議いただき議決されましたことに對し心からお礼を申し上げます。なお、ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重いたしまして今後とも努力を重ねていく所存でございます。

○委員長(矢原秀男君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(矢原秀男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。  
午後五時五分散会

〔参照〕

罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案に対する修正案

罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中第二十五条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第七十条第二項を削る。

四月五日本委員会に左の案件が付託された。

一、夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願(第一八七五号)(第一八七八号)(第一八九〇号)(第一八九五号)(第一九〇七号)(第一九一二号)(第一九一五号)(第一九一七号)(第一九二二号)

一九一九号(第一九二〇号)(第一九二三号)(第一九二七号)(第一九六一号)(第一九六二号)(第一九六五号)(第一九六六号)(第一九六七号)(第一九六九号)(第一九七〇号)(第一九七一七号)(第一九七二七号)(第一九八六号)(第一九八八号)(第一九八九号)(第一九九二七号)(第一九九八号)(第一九九九号)(第二〇〇二七号)(第二〇〇二九号)

第一八七五号 平成三年三月二十二日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願  
請願者 埼玉県新座市新座三ノ三ノ四ノ一  
〇五 星川一恵  
紹介議員 渡辺 四郎君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一八七八号 平成三年三月二十二日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願  
請願者 埼玉県新座市野火止八ノ一二ノ三  
〇八〇二 達見千枝子 外一名  
紹介議員 田淵 勲二君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一八九〇号 平成三年三月二十二日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願  
請願者 東京都板橋区稲荷台二六ノ一四  
笠原邦夫 外四名  
紹介議員 前島英三郎君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一八九八号 平成三年三月二十五日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願  
請願者 埼玉県川口市青木三ノ一ノ一  
世良聡子

紹介議員 稲村 稔夫君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九〇〇号 平成三年三月二十五日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願  
請願者 千葉県市川市須和田一ノ三ノ一五  
田中直子  
紹介議員 渡辺 四郎君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九〇五号 平成三年三月二十五日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願  
請願者 東京都町田市町三ノ二ノ一七  
ノ三二二 阿部功子  
紹介議員 安恒 良一君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九〇七号 平成三年三月二十五日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願  
請願者 東京都日野市多摩平六ノ一七ノ二  
二ノ二〇一 小俣清美 外四名  
紹介議員 対馬 孝且君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九一二号 平成三年三月二十六日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願  
請願者 東京都八王子市元八王子町三ノ二、九〇四 石井のり  
紹介議員 渡辺 四郎君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九一五号 平成三年三月二十六日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願  
請願者 千葉県浦安市北栄三ノ三四ノ一一  
太田久美子  
紹介議員 喜岡 淳君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九一七号 平成三年三月二十六日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願  
請願者 東京都武蔵野市吉祥寺本町四ノ二  
七ノ一四ノ二〇三 関口耕司 外四名  
隆雄君  
紹介議員 三上 隆雄君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九一九号 平成三年三月二十六日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願  
請願者 埼玉県入間郡鶴ヶ島町下新田五九  
ノ一〇 鈴木裕子  
紹介議員 稲村 稔夫君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九二〇号 平成三年三月二十六日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願  
請願者 東京都渋谷区富ヶ谷一ノ五三ノ一  
二ノ五〇一 沖田正人 外四名  
紹介議員 種田 誠君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九二三号 平成三年三月二十六日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に関する請願  
請願者 千葉県天台一ノ九ノ一ノ一〇六  
唐津厚子 外四名  
紹介議員 庄司 中君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九二七号 平成三年三月二十六日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に  
関する請願  
請願者 東京都足立区千住寿町二六ノ一七  
アーネス矢島Bノ二二 金子きく  
え  
紹介議員 安恒 良一君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九六一号 平成三年三月二十七日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に  
関する請願  
請願者 東京都世田谷区池尻四ノ二九ノ一  
七ノ一〇三 神作博明 外一名  
紹介議員 村沢 牧君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九六二号 平成三年三月二十七日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に  
関する請願  
請願者 横浜市金沢区富岡東六ノ一四ノ一  
二 村松昌明 外四名  
紹介議員 安永 英雄君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九六五号 平成三年三月二十七日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に  
関する請願  
請願者 東京都八王子市片倉町一、三九四  
ノ八六 岩瀬政子  
紹介議員 渡辺 四郎君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九六六号 平成三年三月二十七日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に  
関する請願  
請願者 横浜市磯子区森五ノ二三ノ四七  
井上朝子

紹介議員 岩本 久人君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九六七号 平成三年三月二十七日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に  
関する請願  
請願者 山口県萩市具服町二ノ二五 岸田  
武一  
紹介議員 八百板 正君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九六九号 平成三年三月二十七日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に  
関する請願  
請願者 千葉市土気町一、七四六ノ四 富  
山義昭  
紹介議員 本岡 昭次君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九七〇号 平成三年三月二十七日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に  
関する請願  
請願者 東京都板橋区高島平二ノ二八ノ二  
ノ七〇四 岩田義範  
紹介議員 細谷 昭雄君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九七一号 平成三年三月二十七日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に  
関する請願  
請願者 東京都江戸川区平井三ノ一六ノ九  
鈴木文子 外四名  
紹介議員 浜本 万三君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九七二号 平成三年三月二十七日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に  
関する請願

請願者 神奈川県藤沢市大庭三、九一〇ノ  
二ノ一八ノ一、八一五 比田井博  
史  
紹介議員 稲村 稔夫君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九八六号 平成三年三月二十八日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に  
関する請願  
請願者 愛知県津島市神守町東高島一二九  
安井比奈子  
紹介議員 紀平 悌子君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九九〇号 平成三年三月二十八日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に  
関する請願  
請願者 埼玉県草加市高砂一ノ八ノ一七ノ  
六〇七 石野恵美  
紹介議員 野別 隆俊君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九九二号 平成三年三月二十八日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に  
関する請願  
請願者 千葉県船橋市西船一ノ七ノ三 永  
野正忠  
紹介議員 本岡 昭次君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九九八号 平成三年三月二十八日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に  
関する請願  
請願者 山口県吉敷郡小郡町下郷七四四ノ  
二 中本順子  
紹介議員 細谷 昭雄君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二〇〇五号 平成三年三月二十八日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に  
関する請願  
請願者 山口県宇部市厚南区中野 福田志  
津子  
紹介議員 八百板 正君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二〇〇七号 平成三年三月二十八日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に  
関する請願  
請願者 神奈川県中郡大磯町西小磯四六  
佐藤智子 外四名  
紹介議員 山口 哲夫君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二〇〇九号 平成三年三月二十八日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に  
関する請願  
請願者 山口市上堅小路三三 上利嘉洋  
紹介議員 谷畑 孝君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二〇一一号 平成三年三月二十八日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に  
関する請願  
請願者 京都市北区小山上板倉町六〇ノ二  
荒瀬忠子  
紹介議員 阪 正敏君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二〇一二号 平成三年三月二十八日受理  
夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に  
関する請願  
請願者 山口市大字江崎一、五二二 浅原  
一夫 外二名  
紹介議員 西野 康雄君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。